

第3回決算審査特別委員会会議録

1 開会日時 平成28年9月14日（水）午前10時0分

2 閉会日時 平成28年9月14日（水）午後3時50分

3 会議場所 議会委員会室

4 出席委員

1 番 佐々木雄司君	4 番 保田 守君	5 番 丸山 明君
6 番 治徳 義明君	7 番 原田 素代君	10 番 北川 勝義君
13 番 岡崎 達義君	17 番 金谷 文則君	

5 欠席委員

な し

6 説明のために出席した者

市 長 友實 武則君	副 市 長 内田 慶史君
教 育 長 杉山 高志君	総合政策部長 原田 昌樹君
総合政策部参与兼 秘書企画課長 徳光 哲也君	総 務 部 長 前田 正之君
財 務 部 長 直原 平君	市民生活部長 新本 和代君
保健福祉部長 石原 亨君	保健福祉部参与 岩本 武明君
産業振興部長 有馬 唯常君	産業振興部政策監 中村 昌孝君
建設事業部長 水原 昌彦君	建設事業部参与兼 上下水道課長 岩本 良彦君
会計管理者 栗原 雅之君	教 育 次 長 奥田 智明君
赤坂支所長兼 市民生活課長 正好 尚昭君	熊山支所長兼 市民生活部参与 消 防 本 部 消 防 長 黒沢 仁志君
吉井支所長兼 市民生活課長 荒島 正弘君	財 政 課 長 藤原 義昭君
消防本部消防次長兼 警 防 課 長 小竹森美宏君	収納対策課長 土井 常男君
税 務 課 長 末本 勝則君	協働推進課長 塩見 誠君
市 民 課 長 作本 直美君	健康増進課長 谷名菜穂子君
環 境 課 長 黒田 靖之君	社会福祉課長 国正 俊治君
介護保険課長 藤原 康子君	農 林 課 長 若林 毅君
子育て支援課長 国定 信之君	都市計画課長 杉原 洋二君
商工観光課長 是松 誠君	赤 坂 支 所 健康福祉課長 中永 光一君
建 設 課 長 石井 徹君	熊 山 支 所 市民生活課長 稻生真由美君
赤 坂 支 所 産業建設課長 歳森 信明君	熊 山 支 所 産業建設課長 矢部 恭英君
熊 山 支 所 健康福祉課長 井本 輝夫君	吉 井 支 所 産業建設課長 平井 直人君
吉 井 支 所 健康福祉課長 石原万輝子君	

7 事務局職員出席者

8 審査又は調査事件について

- 1) 認第 1 号 平成27年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 2) 認第 2 号 平成27年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 3) 認第 3 号 平成27年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 4) 認第 4 号 平成27年度赤磐市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 5) 認第 5 号 平成27年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 6) 認第 6 号 平成27年度赤磐市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 7) 認第 7 号 平成27年度赤磐市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 8) 認第 8 号 平成27年度赤磐市宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 9) 認第 9 号 平成27年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計歳入歳出決算の認定について
- 10) 認第 10 号 平成27年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 11) 認第 11 号 平成27年度赤磐市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 12) その他

9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（原田素代君） おはようございます。

決算審査特別委員会を開会いたします。

9月13日、昨日は、認第1号平成27年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について、厚生関係の執行部の説明まで終了いたしました。

それでは、9月13日の議事を続けます。

歳出は款ごとに質疑を受けたいと思います。

まず、決算書の82ページ、2款総務費の3項、戸籍住民基本台帳費についての質疑を受けます。

○委員（佐々木雄司君） これ以降ならええっちゃうことですか。

○委員長（原田素代君） ここだけが厚生にかかわることなので、ここの基本台帳費のところをお願いします。

よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） よろしければ、続きまして、88ページ、3款民生費についての質疑をお受けいたします。

質疑をお願いします。

○委員（北川勝義君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） 生活保護、民生費かな。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（北川勝義君） 何ページに出とるかな、生活保護は。

失礼します。109ページの中の生活保護費の中で扶助費、特にいろいろなことで金額が非常に大きいということで、14節までは別に問題ねえ言うたら20番の扶助費です。扶助費が2億1,200万円からの生活保護費出とります。不用額が全体合わせて4,800万円ですけど、これだけ出とります。これにつきまして聞かせていただきたいんですけど、これはどういう求め方で生活保護もろとんか教えていただきたい。何人で何ぼで何カ月というのは、2億1,000万円というたら収入未済額の5分の1弱がもうこの金額じゃと思うんで。

それで、僕いろいろなことがあって、変なうわさも立てられたり、もう腹立っとなりますんであえて言わせてもらんですけど、僕はいろいろ頼まれて弱者のために聞かれたり、相談があったら僕のほうからあえて相談に行きませんけど、相談に来たらどうなっとなというたら、僕もこのことも民生、福祉のこともやったことがあるんじゃないけど、生活保護自体の中で制度が変わって昔は医療扶助とか、生活の、あと今一括の補助になっとなって、いろいろ相談に来られた方が、本当におばあさんを見とって困るというような、高齢者を見とって困るというんで、そ

のときいろいろ相談したら前の担当、名前は言いませんけど、赤磐市の担当が、北川さん、これは相談に乗ってくれと言うたら、これはこのけえじゃったら自力でもらわにゃおえんのじゃ、難しいんじゃと言って、割に厳しかったんです。厳しかつてもそれでその人も文句は言わん、困りょんじゃというそれはもう仕方がない、あえてケースワーカーみたいな人が見てやってくれよんじゃけん仕方がねえということでもうきちっとやとったんです。今、しかしそういう我慢したり、それから細けえことは別で急遽お金を払わにゃおえん、税金を納めにゃおえんということになって、お金を納めるために年金を先借り、前借りして、それで納めるといような方もおるんです。もう生活保護ぎりぎりになつとるような人もおるんです。しかし、もう受けないと、生活保護を、何とか暮らしていつとんじゃからいうて我慢しとんです。しかし、それが住宅とかたくさんある、どことは特定しませんけど。片や生活保護じゃというて…。

○委員長（原田素代君） 北川さん、質問にまとめてください。

○委員（北川勝義君） 質問聞きようるがな、おめえ、何言よんなら、おめえ。そねな物言いはあするからじゃがな。自分の言ようるときはこないだの一般質問どねえなるんな。それで、そういう一生懸命頑張りようる方がおるのに、この50%が国、赤磐市が50%というこの率の、約1億1,000万円、1億円からのを赤磐市が出しようるということ、単純に。一生懸命、これ質問じゃなかったら何なら。一生懸命我慢して、我慢しようる人が生活保護でどういう実態で受けとるかというのを把握をしていただきてえん。例えばで言うたら、朝は喫茶店行ってモーニングを食べて、昼はパチンコ行って、夜は帰ってきて車は持てれんのに車は持とると、高級車……。

○委員長（原田素代君） 北川さん、質疑にしてください。

○委員（北川勝義君） 質疑じゃがな、これが質疑じゃなかったら何なら。

○委員長（原田素代君） 何をお尋ねするかを簡略にしてください。

○委員（北川勝義君） あなたが理解できんのじゃ、皆、ほかの人は理解してくれようる、黙るときゃ理解が早えんじゃがな。

それで、そういう人、何人もしとる、これは定義は、どういう定義でやとんならと。事実、極端な話したら、今委員長が言われようる、委員長わけわかってねえけえ言われようる、赤磐市に住まずに住所だけ赤磐市に置いたり、それでよそへ居住、住んどって赤磐市が生活保護出すのおかしいんじゃねえかということを書いてん。この中にゃそういう人が含まれとらんかと。含まれとるからあえて言よんです。それとか、当然所得があつて所得調査をどのようなことをやとんかと。こういうことが今たくさん出てきて、これがもう友實市長が出してあげるんじゃと、ポケットマネー出しょんじゃ結構です。我々の貴重な税金が1億500万円か、1,000万円から出ていきよんです。中にはこりや当然必要な方もおります。今、昨今でいうたら国民年金をもらうよりは生活保護のほうがええというんと同じで、こんなばかな話はならん

のです。どこまで調査しとんか。調査してもろうたら調査しとります、しとりますと言うけど、結果的に調査はおろそかになつとるといふんか、調査はどのような調査やつとるんか、聞き取り調査かどうなつとんか、あえて言わせれば無免許で飲酒で乗られたりやられたり、聞いたら怖いから言わんというようにもたくさんあります。聞き取り調査した中で、区長さん、民生委員さん、聞き取り調査したら、この人は怖えから後からさわりがあるから私が言うたとは言わないようにしてくださいというようにことが事実あります。

そねえなんで生活保護というたら、どういう対応の方が生活保護もろうてどのようなになつとるか教えていただきたい。数と内容を把握するのはどういう生活保護やつとるかというのを、1点教えていただきたい。これがどこまでやったら、それで今言ようる、簡単な、もう終わる、よう聞いといてよ、カードを持つ生活保護の人が堂々と自分で生活保護じゃと名乗られるんです、今ごろ。それで、医療費がかかると、医療費が1,000万円とか、2,000万円かかります、病院行っても。そしたら、わしらもうカード持つとるけん、ぱちゃつと入れたらべちゃべちゃべちゃべちゃべちゃつと落ちるんじやと、何千万円と。そんなことを言われてしたらもう一生懸命病院行きとうても行けん人が薬を買うてでも、市販薬買うてでもやりようる人がほんま腹が立つとるといふこと出るんです。それをどう考えられとるか教えてください。

以上です。

○委員長（原田素代君） 答弁をお願いします。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） よろしくをお願いします。

まず、主要施策成果説明書のほうに生活保護の受給者の数を掲載してございます。

47ページをごらんください。

よろしいでしょうか。この数字は、生活保護の申請がありまして開始する人、それから死亡とか転出、それと自立なんかで卒業される方あります。年内ずっと動いてますので、この数字につきましては、年度末現在の受給者の数を書いてございます。27年度末で91世帯、110人の人数となっております。26年度と比べて減少をしております。扶助費につきましては、年間の扶助費の額でございます。原因といたしましては、最近、有効求人倍率と雇用の関係のほうが向上したというか、就職、人手不足ということもありまして、就職して自立される方が一番多かったように思います。その他世帯、傷病とか高齢とか働きたくても働けない人でない事由の方が就職されたものは一番大きいと感じております。

それから、まずその扶助費の中身ですけど、いろんな扶助費がありますけど、やっぱり医療扶助が一番多くて、その次に生活扶助、介護扶助、住宅扶助など、細かいものはまだまだありますけど、主なものとしてはそのような扶助費がございます。

それから、実態把握につきましては、担当のケースワーカーのほうが訪問調査それから本人

の申告も受けます。さまざまな問題をお抱えになっていらっしゃると思いますので、福祉事務所としても個別の検討会議のほうで格付をいたしまして、訪問の頻度なんかも対象者ごとに格付をいたしましてワーカーのほうを管理しております。

それから、調査につきましては、もちろんその収入につきましては収入申告というのが大原則で、受給者本人からの申告を求めます。また、生活保護法の調査権が福祉事務所のほうはございますので、そちらのほう活用いたしまして、金融機関の調査それから税務調査などをいたしまして収入のほうの把握には努めております。

さまざまな問題をお抱えになっております、しっかり実態を把握して適切な指導に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 北川委員、いいですか。

はい、北川委員。

○委員（北川勝義君） そねえなこたあもう常識のことでわかつとる話しょんで、決算で何遍もして。きょう議員になったり職員しょうったんじゃねえからわかつとんじゃ。ただ、偽装離婚したり、事実偽装離婚、みんなが知つとる。それとか酒気帯び運転もする、無免許する、捕まらん。売るほうも売るほう、所得もある。いろいろ所得もある。何やかんやしょうってそういう人がもう、僕が何が言いたかったというたらこの91人、101人が91人になったら10人減ったけんすごかろうがなと言いてえんかもしれん、そんな問題じゃねえよ、本当に要人には生活保護あげてもええわけ、短期間であげて。昔のような医療保護とかという一つがありゃあ、今一般になって全部なつとるけんやり方もええわけ、そりゃそれでええん、頑張ってくれよう。それで、調査権があるんじゃ、もっと調査してくださいよ。調査受けた、聞かれた人が、私は怖えから私が言うた言わんようにしてくださいというて言うて、もう地域が皆なんです、そういうことが。1人おったら10人、1人おるから全部おるように言われたりするわけ。家賃の保護をもらう、助成をもらう、ありますわな、家賃が。家賃をもらっても家賃一回も払うてねえ。そりゃ詐欺じゃねんかな。じゃから、市のほうは医療保護は医者から出していくからもう問題ねえ。それで、何人何ぼで生活出していくから問題ねえかもしれん。しかしながら、それも問題あるんです。それから、住宅補助です。住宅補助じゃったら、例えば市営住宅じゃたら直接払うから別に問題ねえかもしれん。個人の家を借つとるという場合、市からは生活保護で住宅補助で2万円なら2万円、3万円もらようになります。借った家主にゃ1円も払わなんだ、こんなんを調査せにゃいけんのんじゃないですかというて言よんです。調査したら怖えから言わんようにしてくれとか、怖えとかそういう、そんなこって通るんじゃったら、何が言いたかった言うたら、これがみんなでこのままじゃたらいいんです。もう見てから生活保護受けにゃおえんような状態の家があるんです。その方がもらわないと頑張つてすんじゃというて頑張ろうる人もおるんです。それとか、また親族がおって恥ずかしいから生活保護もろうた

らおえん、いや権利じゃけんええというて、もらわんと言うてもうちちょっと頑張ってみるという人もおるわけです。それから、家も処分するとか、出ていきえから家を処分してえんじゃというて売る人に頼んだりしとる人もおるんです。じゃから……。

○委員長（原田素代君） 北川委員、済みません。再三言うんですが、決算の質疑……。

○委員（北川勝義君） 決算じゃが、じゃあからそれ見ていきよんのが。

○委員長（原田素代君） ですから、質疑について何をお尋ねになるかを簡略に……。

○委員（北川勝義君） あなたらが理解できん、さっきから言ようるが、理解せえ言うて。

○委員長（原田素代君） だから、現場の現状について語るのはいいんですけど、ここは決算の場なんで。

○委員（北川勝義君） 決算じゃがな、そねなこと言ったら何もできりゃへんがな。ほな、しゃべるな言うんじやったらしゃべらんがな、もう、やめるがな。

○委員長（原田素代君） だから、質疑に入ってください。

○委員（北川勝義君） あんたが質疑できもせんのに、そこで要らんこと言うな、おめえ、質疑じゃがな。これが質疑じゃねえというたらどこが質疑じゃねんな。議事録、ようとつとけ。これ質疑じゃなかったら……。

○委員長（原田素代君） 北川委員の御高説はよくわかりましたから。

○委員（北川勝義君） 御高説やこ言ようらんがな、人を小ばかにしたこと言うな。

○委員長（原田素代君） ちゃんと質疑に入ってください。

○委員（北川勝義君） 人がしょうるときに……。

○副議長（岡崎達義君） 大きい声せられな。

○委員（北川勝義君） 岡崎さん、御高説はと言うたらなめとることじゃろ。そんなことの言うな、委員長が。人が質問しょうときは質問、簡略にやってくださいと言うんじやったらわかる、それが何遍も。

○委員長（原田素代君） 3回注意をいたしましたので……。

○委員（北川勝義君） 注意をすとかせんとか、ほな言やあええが。注意をして。

○委員長（原田素代君） これ以上続くようでしたら発言をとめてください。

○委員（北川勝義君） はい、はい、とめて出ていってくれと、出ていってください言ようる。やめてくださいということ。

○委員長（原田素代君） はい。発言をとめてください。

○委員（北川勝義君） 出ていけということ。

○委員長（原田素代君） 出ていけとは言っていません。

○委員（北川勝義君） いや、おえん、おえん。発言をとめてここへおるようになっとらんがな。

○委員長（原田素代君） それは注意に従ってくだらないからです。

○委員（北川勝義君） 注意に従わんというて、これが質疑じゃねえというて何が質疑な、どれが質疑な、今まで言うたの、きのう何が質疑あったん。

○委員長（原田素代君） だから、もう一度言いますが、質疑として発言してください。

○委員（北川勝義君） 質疑として発言しようが。それをあんたがとめようるだけじゃがな。

○委員長（原田素代君） だったらもう発言を中止します。

○委員（北川勝義君） 発言とめるといことはおつてもしやあねえことじゃ、帰れいうことか。

○委員長（原田素代君） それは私は言ってません。

○委員（北川勝義君） 帰れということかというて聞きょんじゃ。

○委員長（原田素代君） 言ってません。

○委員（北川勝義君） 副委員長、帰れいうことか。

○委員長（原田素代君） 質疑をとめてください。

○委員（北川勝義君） 帰れ言うんじゃったら帰るよ。発言とめられてまでできるわけねえがな、委員会が。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと休憩しましょうか。

○委員（北川勝義君） 発言とめられて委員会できん。

○委員（佐々木雄司君） ちょっと休憩しましょう。1回休憩しましょう。

○委員長（原田素代君） じゃあ、5分休憩……。

○委員（北川勝義君） どうするか言うてください、発言。どうするか言うてくれ、早う。帰るけん。

○委員長（原田素代君） 5分休憩です。

午前10時15分 休憩

午前10時20分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続きまして、先ほどの北川委員の発言に対して執行部のほうの答弁を求めます。

○委員（北川勝義君） 発言とめたんじゃから、早うしてくれえ、このとおり。帰るから。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○委員（北川勝義君） ちょっと待ってくれりやええっちゃ、出しとんじゃけん、辞職願出しとんじゃから。

○委員長（原田素代君） え、どっちですか、理解できませんって書いてあるけど。

○委員（北川勝義君） あなたのしょうること、読んだらわかるがな、理解できんいうて。議長、わからんか、読んでそれ。

○委員長（原田素代君） 辞職についてってことは、辞職するということなのですか、それとも辞職しないということなんですか。

○委員（北川勝義君） 書いとるがな、本日9月14日、委員会において委員長に発言停止をされましたので、委員長の権限で解職してもらっても結構ですが、私は理解できませんので届け出ますというんじゃ。

○委員長（原田素代君） 何の届け出ですか。

○委員（北川勝義君） あなたのやっとなることが理解できんからやめる言うんじやが。何を言よんなら、それがわからん……。

○委員長（原田素代君） じゃ、辞職されるという趣旨ですね。

○委員（北川勝義君） あなたがせなんだら辞職する言うん、あなたが解職であなたの権限で……。

○委員長（原田素代君） 私は言ってませんよ。

○委員（北川勝義君） 言わなんだがな、よう言わんがな、権限でやってみい言よんじや。

○委員長（原田素代君） 何にも言ってませんよ。発言をやめなさいっただけですよ。

○委員（北川勝義君） 発言をやめなさいいうて、発言をやめるもんは何になろうで。ふざけたことを言いんさんな。

○委員長（原田素代君） この意味がわかりません。

○委員（北川勝義君） 意味がわからん言うて……。

○委員長（原田素代君） だから、辞職されるということなんかどうかを聞いてるんです。

○委員（北川勝義君） 受理するかせにやおえんがな。受理せにやおえんがな。

○委員長（原田素代君） これ何の書式にもなってない、宛先も書いてないし、誰がもらうの。

○委員（北川勝義君） 何の書式になってのうてもわかるがな、それ今やりようすることのに、何をへ講釈言よんなら。

○委員長（原田素代君） いや、やりたいんなら後でやってください。

○委員（北川勝義君） 後でやるかや、おめえ。

○委員長（原田素代君） じゃあ、答弁求めます。

○委員（北川勝義君） どねえなっただんかな、辞職届、よろしいな。

○委員長（原田素代君） これは受け付けません。

○委員（北川勝義君） 受け付けないということがどこへあろうで、地方自治法で受け付けにやおえんがな。

○委員長（原田素代君） ちゃんと書式を事務局と相談して書いてください。

○委員（北川勝義君） 書式をせえ言うて、そねえなことできりやへんがな、おめえ。何が書式がこれおかしいんなら。

○委員長（原田素代君） 審議を妨害してますよ、北川委員。

○委員（北川勝義君） これ何かおかしいんか言うてくれ。これ出すんじゃ、届出して帰るんじゃ。人に発言をさせないようにして、何がいく話があるうに。

○委員長（原田素代君） もう休憩は終わっているの。

○委員（北川勝義君） 結構です。

○委員長（原田素代君） 引き続き審議をします。

○委員（北川勝義君） ほんなら、皆さん、お世話になりました。委員長の権限でやられても結構ですからやめさせてもらいます。帰りますから。

○副委員長（丸山 明君） 北川委員の質疑に対してこれから返答してもらうんですから。

○委員（北川勝義君） させん言よんのにおえんがな。

○副委員長（丸山 明君） してもらいますから、これから。

○委員長（原田素代君） どうぞ、国正課長。

○委員（北川勝義君） おえんがな。わしの受理しとんじゃから……。

○委員長（原田素代君） 静かにしてください。

○委員（北川勝義君） 受理しとるから帰ります。お世話になりました。

〔委員 北川勝義君 退場〕

○委員長（原田素代君） はい、どうぞ。

○社会福祉課長（国正俊治君） 先ほどの御発言に対しての回答をいたします。

まず、不正受給についてですけど、情報があれば適切に調査してまいります。それで、その内容がはっきりすれば法律に基づきまして、不正で受給された保護費については、返還のほうを求めてまいります。市としては、毅然とした態度で対応していく考えでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） そしたら、じゃあ引き続き民生費のところの質疑を求めます。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 濟いません。先ほどの北川委員さんの生活保護の関連で確認でお伺いしたいんですけども、車の件なんですけれども、最近27年度の時点で結構ですけども、車を許可する、許可しないその判断はどういうふうになってるんでしょうか。27年度変わってきてる、状況が10年前と5年前と法律が変わってきてるんでしょうか、その車に……。

○委員長（原田素代君） 車を保有することについての。

○委員（治徳義明君） そうです。そうです。

○委員長（原田素代君） わかりました。

○委員（治徳義明君） ごめんなさい。それと、決算書の95ページの敬老会助成金1,715万1,520円についてお尋ねをいたします。

この目的と考え方を教えていただきたいと、このように思うんですけども、よろしく、この2点お願いします。

○委員長（原田素代君）　じゃあ、答弁をお願いします。

○社会福祉課長（国正俊治君）　はい、委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君）　まず、生活保護の車の保有についてです。

基本的に車にお乗りいただくことはお認めしておりません。ただし、例外規定がございまして、就労のためどうしても車が必要な場合、それから通院等で他の交通機関がなくて車を保有することがほかの通院手段をとることよりも合理的だというような判断がつけば、そういう場合で認めるケースがございまして。たしか私、記憶なんですけど、4ケースぐらいは先ほどの中で認めてると思います。

基準については、考え方については、生活保護の制度というのは成熟しておりまして、この10年間で基本的な考えが変わっていくものではないというふうに理解しております。

○委員（治徳義明君）　変わってはない。

○社会福祉課長（国正俊治君）　はい。

続きましては、敬老会のほうにつきましてお答えいたします。

地区敬老助成事業でございまして。

これも主要施策の説明のほうに一覧を設けてございまして。32ページに4地区の対象者の人数、年、事業費のほうを入れております。

まず、この敬老事業、これは敬老の日や敬老週間の趣旨と同様でございまして、多年にわたり社会に尽くしてこられました高齢者の方を敬愛して、敬老の日によく老人の福祉について理解を深め、みずからの生活の向上に努める意欲を高めるようにするという趣旨でございまして。やり方といたしましては、各町内会、区長さん、町内会長さんが地域でやられる敬老事業に対しまして助成をするという形で出ささせていただいております。対象者は4月1日現在の基準日で年度末年齢75歳以上の方の人数掛ける2,500円を基準といたしまして各地区に助成をしております。ただ、75歳というのは助成基準を決めるための数字でございまして、敬老事業の中身については地元のほうで多様な催しをお考えいただいております。

説明としては以上でございまして。

○委員（治徳義明君）　はい。

○委員長（原田素代君）　はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君）　済みません。敬老会の事業の件なんですけれども、要は今御説明いただいたみたいに町内会にお渡しするということで、各町内会、私どもの町内会も幼稚園の子供たちが絵手紙をつけてみたり、上乘せをしてみたり、こういう形でやらさせていただいてるんです。私確認したかったのは、お名前でいつかの時点の75歳以上の人の名前数で町内会の

ほうへ配付されますよね、金額を。これが個人に与えられたものなのか、町内会に与えられた、といいますんですが、結局現実的には、例えばAという町内会が100人いらっしやって、現実的にはそこにいらっしやらない方の名簿がたくさんになってくると、どこまで追っていったいいのか、例えば介護施設に入られとる、そのお名前で来るもので、恐らく町内会の皆さんも悩まれるとこなんだろう、例えば地元の介護施設にそこまで持っていかなければいけないというものなのか、そういうことがあるので、考え方としてこのお金は個人に祝いとして送られるものなのか、町内会にされるものなのか、その辺のことをお伺いしたいんと。

済みません、さっきの生活保護の件なんですけども、よく法律は全く変わってないということですね、車に対する。じゃ、少し問題点あるんじゃないかなと思うのは、先ほど4件と言われましたけども、現実的に例えば車も乗れない高齢者の方は別でしょうけども、若い方でいろんな事情があって生活保護受けられる方で、ほとんどのケースがこの赤磐市エリアで車もなしに仕事を探せというのは現実的に難しい部分があって、その判断を市のほうがどのようにやられ、片方には許可を出されて、片方にはだめというのは、その辺の許可の出し方の基準というのがわかりにくいなと思ったので、個別の話ではなくて全体的な感覚でどういうふうに判断をされているのかというのを伺いをしたいなと思ひまして。

以上、2点お願いします。

○委員長（原田素代君）　お願いします。

国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君）　済みません。順番が違いますが、まず車のほうから、車につきましては、やはり先ほどの説明でも言いましたが、個々のケースでいろんなケースがありまして、算数の計算みたいにはぱしと線が引けるようなものではなくて、いろいろな諸事情がかかわってまいります。個別の案件につきまして市の福祉事務所の中のケース検討会議のほうで協議いたしまして、組織として判断のほうしております。これにつきましては、国のほうからその考え方の指針とかも示されておりますので、そちらのほうと照らし合わせながら個々に判断をしてみります。

続きまして、敬老事業につきましてですけど、これは端的に言いますと、個人助成ではございません。あくまでも地区の敬老事業を行っていただくものに対して助成をするということです。ただし、市民の方々の中には市から助成金が町内会に出とろうが、それはわしらに2,500円出とんじゃからよこせみたいな感覚で思われてるような方はいらっしやるようです。ただそのときにもきょう御説明したのと同じように、あくまでもこれは個人助成じゃなくて区長さんや町内会長さんが地域でやる敬老事業に対して助成をされてるので、その内容については地区のほうにお任せしております。中身とすればその敬老の日の行事を地域でやっていただいて、顔の見える助け合いのできるような地域をつくっていく、そういうものにも御活用いただければいいというふうに丁寧に御説明をするように努めてるところでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 施設の。

○社会福祉課長（国正俊治君） ごめんなさい。施設に入ってる場合はどうかって話ですけど、個人助成じゃございませんので、そこにつきましてもある地区では入所されてる老人ホームまでお祝いをお届けになってる地区もあれば、在宅の方だけの敬老事業で済まされてるところもございます。その判断は地元のほうにお任せしております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。よくわかりました。この2つはあれで、ほかの件でよろしいですか。

○委員長（原田素代君） はい。

○委員（治徳義明君） 関係資料の31ページなんですけども、緊急通報システム設置事業というのが各地区エリア、山陽、赤坂、熊山、吉井、やられてるんですけども、在宅のひとり暮らしの老人や障害者等の世帯に装置設置したことで、事故や急病時に迅速かつ適切に対応することができたと、こういうふうに書かれてますけれども、単純にお伺いするんですけども、この各地区見たら、何か赤坂エリアが極端に少ないような気がするんですけど、これどういうふうなあれなんでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） これは、対象者かどうかの判断をするまず一つの作業がございます。それにつきましては、実は民生委員さんのお力をおかりしておりまして、75歳以上のおひとり暮らしでも光り輝く、ぴんぴんとしてる、人を助けるような人もぎょうさんおられますので、そういう方々には必要ございませんので、こういうおひとり暮らしで自宅で何かあったとき心配だっというようなことは民生委員さんが大体掘り起こしてくださるんです。たまたま私の記憶でいくと、赤坂地区ですと120人とか140人ぐらいのおひとり暮らしいらっしゃると思うんです。半分が後期高齢だと思うので60人とか70人ぐらいはおひとり暮らしがいます。そういう方々に対して民生委員さんが小まめに歩かれて掘り起こされていくっていう現状があります。過去にはもう少し多かったようなんですけど、たまたまこの期では減ったというようなことが起きてるのだと思います。

いずれにしても、地域包括支援センターの相談員、担当者なんかとか、地区の民生委員の定例会なんかで小まめに説明して行って、有効に御活用いただけるようには努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○委員（治徳義明君） わかりました。いいです。結構です。

○委員長（原田素代君） 続いて、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから何点かお尋ねいたします。

まず、関係資料のほうからですけども、26ページ、社会福祉費の一般管理費、社会を明るくする運動の啓発活動についてなんですが、ほかの市町村の、都道府県の議会では、市のほうが保護観察所の窓口となってこの運動をする際には議会に声をかけていただいて、議長や担当委員会、担当委員長とか、こういったようなところが一緒になって啓発運動するということがどこの市町村、都道府県でも行われているわけですけども、うちの赤磐市で議会のほうにこのものについて活動するからということで、どこそこでやりますから一緒に来てくださいというようなお声をかけていただいたということが私記憶にないんですが、どうしてほかの市町村ではやっている当たり前の取り組みがうちの赤磐市ではできていないのか、どういう考え方でこの啓発活動をされていらっしゃるのか、事業のその目的と中身について教えてください。

あと、その次の27ページ、生活困窮者自立支援事業なんですが、自立相談事業が63件ということでございます。この相談件数がどういった内容のものが多くあったのか、そしてその相談についてどういったアドバイスなどを与えてあげたのか、わかれば教えてください。

次いで、協働のまちづくり推進事業も大丈夫ですか。これ違いますか。

○委員長（原田素代君） ここでいいと思います。いいですね。協働のまちづくり。

○委員（佐々木雄司君） 民生費の中でいいんですか。

○委員長（原田素代君） はい、いいです。

○委員（佐々木雄司君） はい。41ページ、資料ですけども、協働のまちづくり推進事業なんですが、この推進事業の目的と考え方、これを教えてください。

私のほうからはとりあえず以上です。

○委員長（原田素代君） では、答弁をお願いします。

○協働推進課長（塩見 誠君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、塩見課長、お願いします。

○協働推進課長（塩見 誠君） それでは、私のほうから、まず決算説明書の資料の26ページの一般管理費の社会を明るくする運動の啓発活動につきまして御説明をさせていただきます。

これにつきましては、7月を強化月間として、商業施設、中学校のほうで朝の挨拶運動のほうをさせていただいております。人権擁護委員であつたり地域のボランティアの方にも参加をさせていただいております。議会の議員さんにつきましては、ことは3階のパレットのほうにこういうふうに行いますという御案内だけは差し上げてますけど、議員さんの御出席までは求めるものではございません。お知らせまではさせていただいたかと思っております。

それからあともう一件、41ページの協働のまちづくり事業の目的なり考え方でございますが、これにつきましては昨今いろんな行政課題がありまして、行政だけでは解決ができない分野の課題も多くございます。そうした中で、市民であるとかの方と一緒に力を合わせまして、行政ができること、市民の方ができることを一緒にして行政課題を解決をしたいということの

目的の中で、こういうふうに今そこにございますフォーラムであつたり、そのまちづくりの検討委員会を設けましてどういうふうに赤磐市をいい町にするかというのを皆さんで考えて、ワークショップなりをして取り組んでいるものでございます。

説明につきましては以上になります。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、生活困窮者自立支援事業につきまして御説明のほういたします。

まず、この法律につきましては、27年度より初めて開始された法律でございまして、ここにやってる2つの必須事業と4つの任意事業がございます。どうしてもやらなくちゃいけない2つの必須事業をこの2件、自立相談支援事業と住宅確保給付金事業がございます。

体制といたしましては、現在の社会福祉課の生活支援班のほうのケースワーカーが兼務でこの相談事業を受けております。年間63件の相談を受け付けまして、実際はこのうち12件が生活保護の申請に至っております。それ以外の方につきましては毎週金曜日にハローワーク常駐していただいております、あちらのほうのハローワークに御紹介するケースが最も多かったと思います。そのほかには、相続とか法律の遺産の分割とかというような問題が解決することで何とか乗り切れるようなことも、そういう法律の問題もあったように思います。そういうものにつきましては、無料法律相談とかにおつなぎするようなことをやってまいっております。済みません。細かなところまで記憶しておりませんが、大まかなところではそのようなものがあったように記憶しております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） まず、社会を明るくする運動の啓発活動についてなんですが、今求めるものではないという表現で御答弁いただいたんですが、これは求めるものではない、内容がそういう議会のほうに力のかしてくださいというようなことを言う内容のものではないので、声をかけてないんだという意味なのか、それとも表現間違いなのか、どちらなのかももう少し詳しく教えてください。

協働のまちづくりについて、行政課題を住民と協力して解決を図っていくんだということでもありますけども、確かに行政課題を住民と協力して解決をしていくということは必要なことなんだと思うんですが、しかしこのまちづくり推進事業というものがそういう範囲を超えて議会が本来果たすべき役割というようなところを差っ引いて住民とイコールの関係で、議会を排除しよう、排除しようというような何かそういうような風潮というものも私感じているんですが、どこからどこまでを範囲としてお考えになられているのかももう少し教えていただきたいと思います。

もう一個、自立相談、12件、生活保護の申請に至って、残り51件はさまざまな方針をアドバイスをしてあげることによって解決できたということで、非常にいい制度ができたなと思っております。ただし、この自立相談に来ていらっしゃる方というのが一定数いらっしゃると思います。子供の貧困の問題もそうです。子供の貧困の問題ということで、学校教育現場ではある一定数の数字というものをつかんでいらっしゃると思うんです。そういったようなところでどうですかというわけにいかないと思うんですが、貧困を解決すると、家庭から解決していくところで、何らかこの事業というものが活用できないかなと思ってのんですが、今後の展開、これについてどういったお考え持たれてるのか教えてください。

以上、私のほうから3点です。

○委員長（原田素代君）　じゃあ、答弁を。

はい、塩見課長。

○協働推進課長（塩見 誠君）　先ほどの質問のまず社会を明るくする運動の中で私の発言の中で、求めるものではないという紛らわしい発言をしまして申しわけございません。

この社会を明るくする運動につきまして議員さんの参加まではする必要がある事業ではないという意味合いではなくて、今回人権擁護委員さんとか警察の方につきましては出席をお願いしておりましたが、議員さんに必ずこの日に出席してほしいというところの要請まではできてなかったという意味合いで申し上げましたので、御理解いただければと思います。

それからあともう一件、協働のまちづくりのほうで、市民であるとか行政と一緒に行政課題を解決するという話の中で、議員を排除するというような御意見のほういただきました。この事業の展開につきましては、当然議会のほうで予算を認めていただきまして事業を展開するものでございまして、議会を排除するという考えにつきましては一切ございませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君）　はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君）　まず、生活困窮者自立支援事業、今後の展開はということでございます。

まず、その前にこの事業はとっても私は個人的には重要だと考えてまして、佐々木委員さんおっしゃったように、生活保護に落ちる前の段階で手を差し伸べてあらゆる問題を解決していくことは、とっても重要だと考えてます。今まだこれからの話なんで正式に決まったわけではございませんけど、社会福祉協議会さんと今協議をしております。社会福祉協議会さんの地域福祉のネットワーク、こういうものを活用して社協さんに委託するような形で福祉事務所と手を組んで地域に潜在したこういうボーダーラインのグレーな方たちをお拾いするということがとても重要と考えております。福祉事務所で生活困窮者いらっしゃい、相談にいらっしゃいというんじゃなくて、アウトリーチという言葉が正しいかどうか分かりませんが、地域に出

向いていってそういう方々、セルフネグレクトというんですか、御自身に生きる希望をなくしたような方もできれば掘り起こすようなことができたらいいななんていうことを夢を語ってるところでございます。

以上でございます。

○委員（佐々木雄司君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） まず、社会を明るくする運動の今後についてなんですが、今までの経緯はわかりましたが、今後議会のほうに声をかけていただいて、議会とともにこの運動をしていただくというような考え方があるのかなのか、今後の展望について教えてください。

あと、私が先ほど協働のまちづくりの議会の排除っていうのは、議会の議決とかというかわり方ではなくて、そもそも議員というのは民意の代表であって、民意を我々が行政に反映させるために吸い上げていくというような役割もあるわけです。その民意を吸い上げるという役割もこの協働のまちづくり推進事業の中に入ってしまったら、我々の仕事が1個なくなることになるんです。先ほどお話を聞かせていただいた行政課題を解決するために住民と協力するんだというのがこの協働のまちづくり推進事業の目的なんであれば、余りその目的から拡大解釈で事業を展開せずに、その目的に沿ってしていただきたいなというのが私は考え方としてあるんです。今後なんですが、この協働のまちづくり推進事業について、ちゃんと指針といいますか、こっからここまでですよという明確なルールをつくっていただいて、そういうものに従って運営していくというような考え方あるのか、今既にそういったようなものがあるんだけど、やっている中にあれもこれもというようなことで広がっていったのか、実態というのはどちらなのでしょう。

○協働推進課長（塩見 誠君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、塩見課長。

○協働推進課長（塩見 誠君） 先ほど御質問いただきました、社会を明るくする運動について議会の議員さんの御参加をとという件につきましては、来年以降検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

もう一件、協働のまちづくりの件でございますが、議会の役割、それぞれ市の役割とかいろいろ、市民の役割いろいろあると思います。協働のまちづくり事業につきましては、現在協働のまちづくりの指針なりアクションプランをつくっております。そのアクションプランの中の事業をあくまで展開するというので、そのアクションプランにのっとった形で事業展開を図るものでございますので、それ以上の活動につきましては現在のところ考えておりませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 最後に、これは意見になるんですが、議会には陳情も請願も住民からの声を吸い上げる制度というものがあります。ぜひともそういったような制度も、協働の推進事業の中で議会とともに両輪だとおっしゃっていただけるのであれば、御紹介いただくなどしてよりよい事業のほうに努めていただきたいと要望させていただきます。

以上です。

○委員長（原田素代君） その他のところで御質疑がある方、どうぞ。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。関係資料の35ページの難病者援護対策事業というのが出てますけれども、前年度行われて375から232、件数が減ってるというような形になってますけれども、その辺の説明をお願いします。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） これは26年の12月議会で条例を改正させていただいた案件でございまして、背景といたしましては、27年1月から難病医療法というのができまして、今まで国の要綱で示されていた難病56疾病に対する医療費助成が27年1月の段階で110に、さらに27年7月の段階で306疾病に拡大されるということが決定いたしました。その関係で多分受給者がふえるだろうということで、対象者を広く拾うということにあわせて、難病医療の受給者のうち特定疾患援護費の対象者本人に市民税非課税要件を付加させていただいたところでございます。その関係で、約3分の1の方が難病医療の受給者証、あるいはその人工透析をお受けの方々の中にも課税の方がいらっしゃって3分の1ぐらいが減っております。それから、56が306になるんですけど、これも国の予測では1.8倍になるだろうというふうに予測されておったところですけど、今の段階ではその伸びの部分がまだ一気に伸びてきていない、今後はふえてくるものだろうというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。ごめんなさい。もう少ししかいつまんで、済みません。要は、僕らもこの議決のことは覚えてるんですけども、この金額は減るけども、幅が……。

○委員長（原田素代君） もらうほうがね。そうです、そうです。

○委員（治徳義明君） 広がるみたいなイメージがあったもんで、もう少しわかりやすく、済みません、ごめんなさい。

○委員長（原田素代君） ゆっくり。

じゃあ、答弁を。

国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） 済みません。長ったらしく言ってごめんなさい。

○委員（治徳義明君） いやいや。

○社会福祉課長（国正俊治君） 要は、56疾病が306疾病になります。

○委員長（原田素代君） 広がった。

○社会福祉課長（国正俊治君） 国の予測では受給者は1.8倍になるだろうと言われておりました。ただし、それが一気に伸びてきてないっていう現状があります。難病の傷病名はふえたんですけど、そちらのほうの診断を受けて難病医療の受給者証を受けられる市民の方がすぐに1.8倍にならなかったという現状が今あるというのが現状でございます。

今後、そういうことも予測して値下げもさせていただいたので、今後伸びてくるんだろうというふうに思っております。これは国の予測をもとに当時は考えておりましたので、その辺御理解いただければと思います。済みません。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかにありましたら。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 済みません。じゃ、私、1つぜひお尋ねしたいことがあります。

決算書の113ページ、予防費の19、負担金、補助及び交付金のところに……。

あ、ごめんなさい。民生費、済みません。じゃ、その前に戻ってもう一つあります。

103ページ、委託料です。ここに下のほうに子どもへの暴力防止参加型研修委託料、それから子育て支援サイト運営委託料、要保護児童台帳管理システム導入委託料、これ簡単にそれぞれの事業の説明をしていただけますか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） それでは、子どもへの暴力防止参加型研修委託料ということで、30万9,500円を執行しております。これにつきましては、赤磐市のほうで児童の虐待防止を研修していく場ということで、市内の保育園、幼稚園等の教職員や保護者、児童等を対象に行っているものであります。

実施方法としましては、CAPおかやまというところに委託をしております、そこで大体1回3万円ぐらいかかるんですけど、そこに委託しましてそれぞれ保育園、幼稚園等で行っていただいているというものであります。

前年度につきましては、13回実施をしたという……。

○委員長（原田素代君） 施設数は。

○子育て支援課長（国定信之君） 施設数は……。

○委員長（原田素代君） 幼稚園、保育園全部ですか、市内。

○子育て支援課長（国定信之君） 全部ではありません。

○委員長（原田素代君） 希望ですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 希望をとって行ったというものであります。

○委員長（原田素代君） ああ、希望ですか。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員長（原田素代君） 13回で何カ所かはわかんないですね。

○子育て支援課長（国定信之君） そうですね。回数だけ。

○委員長（原田素代君） いいです、それで。

○子育て支援課長（国定信之君） 続きまして、子育て支援サイト運営委託費の105万円につきましては、これ子育て情報のほうを従来、ふぁみりんくという情報誌でやっと思ったんですけど……。

○委員長（原田素代君） あ、あそこに委託してる分ですね。

○子育て支援課長（国定信之君） それをサイトのほうで提供していくということで、赤磐子どもNPOセンターのほうへ委託をして、その委託料でございます。

○委員長（原田素代君） それの委託料。わかりました。

○子育て支援課長（国定信之君） それからもう一つ、要保護児童台帳管理システム導入の委託料ということで216万円を計上しております。これにつきましては、要保護児童のそれぞれのケースの情報等、現在紙ベースで従来行っておるということで、なかなか各課で連携であるとか関係機関の連携のほうがとりにくいということでシステムのほう導入しまして、それで情報の提供、連携ができるような形を目指していくというものでございます。業者のほうに委託をしまして導入を行っているものであります。

以上です。

○委員長（原田素代君） 最後の要保護児童の台帳っていうのはどういう基準の台帳になるのでしょうか。要するに、学校でのいろんな要援護の補助金をもらってる家庭なのか、生保の家庭なのか、そういう基準というのはどこで拾ってるんですか。

○子育て支援課長（国定信之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） 要保護児童につきましては、要保護児童の対策地域協議会という組織がございまして、その中で管理をしているといいますか、というものでありまして、要保護児童ということで保護者に監護させることが不適正であると認められるもの、ケースをそれぞれ検討しておりまして、その中で要保護児童として上げたほうがいいのかというものを選定しております。その中にはもちろんおっしゃられたような教育のほうでいろいろ支援受けられている方とか、そういった方々も含まれておるという状況でございます。

○委員長（原田素代君） いいですか、質問して。

○子育て支援課長（国定信之君） はい。

○委員長（原田素代君） 地域協議会っていうのは学校も福祉も入ってるっていうことでいいんですね、その確認を。

○子育て支援課長（国定信之君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国定課長。

○子育て支援課長（国定信之君） この協議会のほうには、中央児童相談所であるとか、民生委員それから保育所それから教育委員会のほうも入っておられるということで組織しております。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

ほかで皆さんのほうで質疑がありましたらお願いします。

○委員（保田 守君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員、どうぞ。

○委員（保田 守君） 95ページの市老人クラブ補助金というの、これは連合会みたいなのとにまとめて出しとるんか、それとも各地区へ人数割とかで出しとるものなんでしょうか。その辺の説明をお願いします。

それから、老人保護措置費、これどういうものか説明をお願いいたします。

それと、柵原吉井特別老人ホーム組合と和気老人ホーム組合の負担金が、金額に随分差があるんですけど、事業のために使うということだと思んですけども、その辺の金額、説明をお願いします。

それから、一番最後の後期高齢者医療療養給付費等負担金ですか、このざっくりした説明でいいですから、お聞きしたいと思います。お願いします。

○委員長（原田素代君） はい、じゃ、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） お尋ねいただきました前の4点については私のほうからお答えします。

まず、老人クラブの補助金につきましては、赤磐市老人クラブ連合会に一括して補助金を交付しております。老人クラブ連合会から各4地区の支部老連のほうにその補助金は分配されて、それぞれの活動費に充てられております。市老連の事業もありますし、支部老連の事業もございます。さらには、その支部老連の中には単位老人クラブ、各地区の老人クラブもございますので、そういうところまで補助金のほうは行き渡っているものと思います。

続きまして、老人保護措置負担金でございます。

これは、養護老人ホームに入所されてる方の負担金です。後で出てきます和気老人ホームもこの養護老人ホームの中の一つでございます。10人の方にお入りいただいてまして、そこで生活する生活費それから施設の事務費、大体お一人一月18万円ぐらいの負担が要ります。それを

10人分、計算が、加算があつて高い人もいらっしゃるの、それから出入りもございますので、単純に18を掛け、大体18万円ぐらいになりますかね、これが総額で出ております。御本人からは本人の収入に応じて負担金を別途いただく仕組みになってございます。

続きまして、柵原吉井特別養護老人ホーム組合、吉井川荘でございますけれど、15年に建てかえをしております。それから和気老人ホーム組合、和気老人ホームの藤見苑でございますが、12年に建てかえをしております。その建てかえをしましたときに、借り入れによって建設しております。その負担ということでございます。吉井川荘、上の柵原吉井につきましては、美咲町との1市1町の2つの構成ですので、割が高くなっております。それから、和気老人ホームにつきましては、旧和気郡と備前市でしたか……。

○市長（友實武則君） 2市1町。

○社会福祉課長（国正俊治君） 2市1町ですか、備前市、和気町、赤磐市で構成しておりますので、それで割ってるということで安くなってる、事業費との関係もございますけど、そういう現状でございます。

○委員長（原田素代君） そこまでですか。

○社会福祉課長（国正俊治君） 私のほうは以上です。

○委員長（原田素代君） じゃあ、続いて。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本課長。お願いします。

○市民課長（作本直美君） 負担金の中で後期高齢者医療広域連合負担金、こちらにつきましては岡山県後期高齢者医療広域連合のほうに27年4月1日現在の後期の住基人口、これによる負担割合が決まっております、事務費負担金としてお出ししています。それから、後期高齢者医療療養給付費等負担金につきましては、後期高齢にかかった医療費、医療給付費分の総額の12分の1を市町村のほうから負担しなさいというこちらも広域の関係での規約に定められておまして、その12分の1を推定したものをこちらのほうでお支払いしております。こちらにつきましては、翌年度精算という形で返還する場合がありますし、返納金で入ってくる場合があります。

以上です。

○委員長（原田素代君） そこまででいいのかな。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。あ、マイクお願いします。

○委員（保田 守君） 老人保護のこれは個人が払う入所料みたいなもんがありますけど、それにプラスしてというんじゃないしに、何か生活の状況で保護したげるといようなもんなんではないでしょうか。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、養護老人ホームへの措置なんですけど、環境要件と経済要件と、2つの要件をクリアしなくちゃいけません。要は、在宅で老人を養護するような、見てくれるような人がいなくて、おひとり暮らしが限界のような、健全に御自宅でおひとり暮らしされてるような方はなかなか対象にならなくて、それぞれいろんな問題を抱えておられて誰か見守りをする人が常時いなくちゃ生活ができないような人に入っていただくようになっております。それから、費用につきましては、例えば先ほどの和気老人ホームで一月お暮らしになるのに18万円の費用が必要なんです。そのうち約5万円が生活費です。それから、残りの13万円が施設の事務費、要は施設の職員の人件費であったりとか、施設を運営するための経費に当たる事務費というふうな構成になってまして、18万円を市が全体、和気老人ホームに払います。その方の年金とかの収入の資力に応じて、年間でいうといっぱい年金をもらってる方も少ない方も二、三十万円のお小遣いを残して大体御負担いただくような仕組みになってまして、そのような負担をする仕組みになってございます。ちょっと説明があれですけど、どうでしょうか。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 高所得の人も低所得の人もバランスがとれて生活が貧窮せんような形にはなっとなということですね。

○社会福祉課長（国正俊治君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、お金がいっぱいあるような方は経済要件のほうではねられますので、そういう方々はケアハウスをお選びいただくとか、有料老人ホームを御紹介させていただいております。それなりの御事情のある方に措置をするという仕組みでございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

済みません。私からも一つ教えてください。

説明資料の31ページの福祉タクシー券事業なんですが、決算資料の95ページのほうには、95ページの20、扶助費に福祉タクシー券事業とあります。31ページの説明資料のほうの金額と決算資料のほうのこの福祉タクシー券事業の費用が金額が違うのがまずわからない。説明資料によると27年度は431万2,500円、ですけど決算資料によると511万3,510円になってるんです、この違い教えてください。それと、この福祉タクシー券の今の制度をもう一度教えていただけますか。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、お金の件ですが、決算書のほうの福祉タクシー券事業のほうには、31ページの福祉タクシー券事業と、それからその下、31ページから32ページにかきましたリフトタクシー券事業、これを合算したものがここに決算の数字で出ておりますので、御理解のほうをお願いします。

次に、福祉タクシー券事業ですけど、これは75歳以上の市民税、ごめんなさい、間違えたらいけないので出します、お待ちください。

お待たせしました。要件といたしましては、赤磐市に1年以上の住所を有して住民税が非課税世帯に属する方を対象としておりまして、75歳以上の方が1つ、それから身体障害者手帳の1級から3級の方、それから療育手帳をお持ちの方、精神保健福祉手帳の1、2級をお持ちの方、この要件をお持ちの方にチケットを出すものでございます。チケットは月当たり2枚ということで、1年間でいくと24枚でございます。内容としましては、タクシー料金の初乗り料金を助成するもので、近隣のセダンの、今どのくらいでしょうか、660円とか670円ぐらいの初乗り料金かと思います。要は、移動の交通の助成をするというような意味合いでなくて、月に1回ぐらいはタクシーでも乗って閉じこもりを予防しましょうというような、閉じこもり予防を目的とした要綱となつてございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 非課税世帯という要件とその後にさまざまな障害者のあれを持つて人ってありましたけど、まず非課税世帯がベースでその上で障害を持つて人ってことですか、っていうのが1つと。

それから、これは申請制度なんですか。例えば申請すると年24枚もらえるのか、毎月毎月くださいっていうのか、そこの方法を教えてください。

○社会福祉課長（国正俊治君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、国正課長。

○社会福祉課長（国正俊治君） まず、要件ですけど、居住要件1年と税要件が1つであります。

○委員長（原田素代君） 非課税世帯。

○社会福祉課長（国正俊治君） それと、かつです、そういうベースに要件がありまして、それとは別に4つの要件に該当する、この両方に合致した方にお出しするというものです。もちろん福祉の制度、大体申請主義でございまして、これにつきましても申請をいただきまして判断して、4月でしたら24枚お出しします。年度末までの有効期限なので、月当たりということなので、例えば今9月ですから5カ月済みしましたので、残りは7カ月なので14枚を9月に申請いただくとお出しするという仕組みなつてございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

ほかで民生費のところですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　じゃあ、ないようですので、次に。

○副議長（岡崎達義君）　休憩しませんか。

○委員長（原田素代君）　そうですね。じゃあ、20分まで休憩いたします。

午前11時11分　休憩

午前11時20分　再開

○委員長（原田素代君）　それでは、休憩前に引き続きまして、次に108ページ、4款衛生費についての質疑をお願いいたします。

岡崎さんが来てないね。委員会ですけど。あ、佐々木さんですか。

○委員（佐々木雄司君）　いや。

○委員長（原田素代君）　いいんですね。どなたかあればどうぞ。

じゃあ、つなぎます。

原田のほうから1つ、先ほど間違えた分ですが、113ページの負担金、補助及び交付金のところの予防接種事故救済補助金539万7,900円について、これはどういう中身なのかを教えてください。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　はい、委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　予防接種事故救済制度なんですけど、これは1件、もう随分前なんですけど昭和50年のときの種痘の予防接種が原因で障害被害の救済制度ということで、救済されてる方がいらっしゃるということで、そちらに対して年金等の支給を実施しております。医療救済手当、障害年金を支給しているものです。

○委員長（原田素代君）　これは国と単市との割合はどうなってますか。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　失礼します。国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということで補助しております。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございます。

○委員（佐々木雄司君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君）　決算書の113ページ、この中の負担金、補助及び交付金の中で、和気北部衛生施設組合（火葬場）負担金ということで、678万5,000円、ここに出ているんですが、これについてなんですけど、先般議会の中でこの火葬場についての意見書というものが採択されたように記憶しております。その中には、赤磐市全域の利用ではなくて、一部地域の利用がほかの地域より特別な条件で利用できるような内容になっているので、赤磐市の市民の間でその利用格差ができていたというような御意見がその中に書かれていたように思います。これ

は今後、今現在意見書のとおりそういった形になってるのかという確認と、今後そういったようなものを解消していくというようなことは検討がなされるのか、その場合ここに書かれております負担金というようなものが増大していくことになるのか、負担率が上がっていくということでしょうから、利用の幅が、利用の枠が広がっていけば当然ながらそれもふやしていかなければいけないと思うので、そういった必要性があるのかないのか、そこら辺考え方を教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） 答弁求めます。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 失礼いたします。それでは、佐々木委員さんの御質問の和気北部衛生施設組合の関係でございます。

おっしゃられるように、先般議会のほうで案件が出ております。それに関しては、赤磐市の和気北部衛生施設組合の関係は旧熊山町の関係の方の当時の施設という形でございました。現実には、熊山地域の方、以外の方、赤磐市の方を含めると、利用ができるんですが、費用的には4万5,000円という組合外という形になりますので、格差が広がっているというのが現状としてあります。それが1点です。

それから、それに関連して格差の是正があると、必要じゃないかというような御質問だろうかと思います。その案件につきましては、今後の当然調整の中で市民の方へ不公平感が生じないような形で市が利用される方に対して助成をするとか、そういった形が今後必要であると認識しております。それに伴って今後のその施設への負担金が同じようにふえるかというような話になろうかと思います。当然補助を出していく分については、これ単市の事業でございますので、これはこれとは別な形で市の負担金が当然ふえてまいります。和気北部の衛生施設組合の関係につきましては、それを出したからといってそれが極端に上がるとか下がるとかという形ではないと思います。現状の利用状況から次年度を推定して負担金のほう算出していきますので、利用状況によってその辺が前後してはきますが、その辺は余り大きな変動はないというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員（佐々木雄司君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ありがとうございます。

これもまた先ほどに続いて一つ意見なんですけど、先般の意見書の趣旨といいますのが、格差があるからだめなんだというような言い方だったと思いますので、格差が解消されれば全ての赤磐市民が、格差がなく格差というものが解消されれば和気のあそこの火葬場というものに関して否定する、今後協力して維持していくということに関して意見書の意味というものが和ら

いでまいりますので、ぜひとも格差是正というようなものに力を入れていただいて地域の安定的な運用に力を注いでいただけたらなというような要望を入れさせていただきたいと思います。

私のほうからは以上です。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 決算関係資料、52ページ、53ページでお伺いいたします。

1点は感染症予防事業なんですけれども、子宮頸がんワクチンなんですけれども、現状一連のいろんな問題がありましたんで、今この27年度時点でどのような状況で今後どういうふうな形になっていくのかというのを伺いたいのが1点と、2点目としまして52ページの保健衛生事業、結核予防の状況とか検診とかというのを書かれてるんですけれども、テレビなんかの報道によりますと、昔結核はもうほとんどないというような状況の中だったんですけど、最近多くなっているんじゃないかというような指摘等もありますんで、どのような状況なのかお伺いいたします。

以上、2点。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 子宮頸がんの状況ですが、子宮頸がんはこの説明書にもあるとおり、現在は接種勧奨を控えるということで、実際昨年度もどなたも接種されていない現状にあります。市のほうも県のほうも、実際直接接種してくださる医院の先生方も接種勧奨は全国的に控えている現状で勧めておりません。

それから、結核に関する御質問だったと思いますが、まだBCGの予防接種があるとおり、結核がなくなっているわけではなくって、案外若年層の方に、20代とか30代とか若い方にも結核のほうが出ているっていうようなことも聞いております。実数としては、結核の新規登録患者さんの内訳なんですけど、平成27年度の12月現在の新しい表があるんですけど、それを見ますと、赤磐市で新規の患者さんが9人ということをお伺いしております。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、子宮頸がん、制度はあるけども今自粛してるという形なんじゃないか。それで、過去何年かやってきたんですけども、そういったテレビで報道されとるような被害があったのかどうかお伺いしたいのと、今結核非常に9人いらっしゃるというような状況の中で予防対策等はどのようにされようとされてるんでしょうか、お伺いいたします。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） まず、子宮頸がんワクチンなんですけど、まだ定期の予防接

種っていう法律上の予防接種はまだ残っておりまして、そのままで何ら変わっておりません。国のほうが平成25年6月14日、局長勧告文書のほうで接種勧奨を控えるようにということでその文書が出されておりまして、それ以降は全国的にもう接種勧奨は控えるという方針で今推移をしているところです。法律上なくなったものではございません。

それから、結核の関係なんですけど、結核のほうも皆さんに成人の方には今ちょうど集団健診は結核検診そのまま順次しているところなんですけど、集団健診で赤磐市のほうでは対応しております。それから、ことしはがん総合検診といいまして、やはりそういった検診の中でも結核検診を個別化で少しだけなんですけど、そういった個別検診でも総合的にいろいろな検診を受けていただくようにということで検診を勧めているところです。ある程度の集団健診が終わった後、やはりこういった検診につきましては、また受けられなかった方に勧奨の通知をさせていただいて、再度そういった集団健診の場をつくりまして、集団健診もまた拾いの検診って言ってるんですが、そういった検診も勧めていくように毎年しております。最近では、本当にナイター健診といって日中働かれてる方、少しでも受けていただこうと思ひまして夕方5時ごろから7時ごろまで保健センター等で受けていただくようなことも実施しているんですが、なかなか受診者の方が少ないという現状はあります。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます。

要は、先ほどのお話をお聞かせいただいたら、いわゆるコール・リコールというのをやっているとということでしょうか。

○委員長（原田素代君） もう一度。

○委員（治徳義明君） コール・リコール。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 未受診者の方に関する勧奨は行っております。また、先ほど言い忘れたんですが、小さいお子さんの予防接種勧奨も積極的に市内の先生たちにも協力していただきまして、勧奨を実施しております。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます。

もう一点、ごめんなさい。決算の関係資料、48ページなんですけど見ていただけますか。

母子保健事業についてお尋ねいたします。

ここに一覧表が出てまして乳児健康診査、1歳6カ月、2歳6カ月、3歳、こういうふうに一連、またその乳児訪問とかという形で取り組みを表にされてますけれども、現実的に受診率

が91%というような、89%とかというような状況ですけども、子供というんですか、乳児考えれば虐待であるとかネグレクトであるとか、非常に大きな問題を抱えとるケースもあると思うんですけども、この状況、それから対象者で来られなかった方にどのような対応をされているのかお尋ねいたします。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 説明資料の48ページのほうなんですけど、もう本当に頑張っでできたら95%ぐらいまではいきたいなということで、保健師、栄養士一丸になって受診勧奨は行っております。赤ちゃんの生まれた後、赤ちゃん訪問を昨年度から全市で愛育委員さんにも回っていただきながら一応健診の説明だとか、保健師はもちろん今までも行ってたんですが、地域の愛育委員さんにも赤ちゃんとお母さんとの顔をつなぐということで、全市で積極的に回っていただくような勧奨も実施して、簡単なプレゼントを持っておめでとうということで地域の顔つなぎも積極的に今実施しているところです。

それで、未受診者の方は私たちも今回26年度の実績よりやや健診が下がってるようなところもありまして、気になりまして調査を行いました。やはり来られなかった方はたまたま病気がちで病院とか医院で受診されたり、小さいお子さんだったら未熟児等で入院中でなかなか健診までは来れないんだというような方が多かったです。それから、大きくなりまして3歳児健診ぐらいになりますと、やはり保育園で健診がございます。本当に最近は保育園や幼稚園に行かれるお子さんがもうほとんどなので、そこで健診をして、お母さんも働いて忙しいので今回の健診は遠慮させてくださいというような連絡があります。そちらのほうに関しては、いろいろな形で保育園に保健師が訪問をして子供さんの様子を先生から聞いたりだとか、いろいろな連携をしながら実態把握には努めております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、受診は95%は目指すけれども、確認は全て100%やりますという理解でよろしいんですね。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） そのとおりです。確認はもう必ず、もし未健だったら次回のときには必ずチェックをしてそれでも来なかったら連絡をとって家に行かせていただいたりとか、いろいろな保育園や幼稚園に出向かせてもらったりとかそういったことをさせていただいております。

○委員（治徳義明君） はい、ありがとうございます。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

じゃあ、私のほうから1つお尋ねします。

119ページの上水道の関連なんですけど、24、投資及び出資金として1,800万円、県広域水道企業団……。

○議会事務局長（奥田吉男君） 産建に入ります、119ページ。

○委員長（原田素代君） いや、これは上水道は衛生費でしょ。これ、衛生費ではないの。

○議会事務局長（奥田吉男君） ここは産建です。

○委員長（原田素代君） え、清掃費も違うの。衛生費で入るでしょ。

○議会事務局長（奥田吉男君） 衛生費なんですけど、産建の所轄です。

○委員長（原田素代君） 清掃費は、厚生でしょ。

○議会事務局長（奥田吉男君） 上水道は産建です。

○委員長（原田素代君） うん、まあいいや。

ごめんなさい。衛生費に入るのかなと思いましたが、産建のほうでやらせていただきます。済みません。

じゃあ、もう一つだけ、その前のページの清掃費、黒田さんいますもんね、清掃費なんですけど、大変不用額というか、成績優秀でかなり節約に努められたんだろうかと、5,200万円も、あ、違う、これ予算を落としてらっしゃるわけですね。特に目立つのが117ページの委託料です、業者さんへの。ここも大変もともと安い入札でありながらさらにこれだけ節約に努めてらっしゃるということで、清掃費関係は全体を通して大変節約に努めてらっしゃるんだろうと思うんですが、現場のほうではそのことについて特段支障が出るとか心配なこととかいうことはないと思ってよろしいんですか、簡単でいいのでお答えください。

○環境課長（黒田靖之君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 清掃センター関係の経費につきましては、御存じのように26年度から新しい施設ができております。そのときから経費的にどのくらいかかるかというのはなかなか雲をつかむような話も当然ございました。それを1年経過して27年度実際丸々2年間という形をやってきた中で、当然ある程度のボーダーラインといいましょうか、大体平均的にこのくらいかかるというのが大体目安として見えてきた状況があって、なおかつその中で極力経費を落とすような方向で進めてやるという方向性を持ってやっております。ただ、どうしても基本的には施設ですので、使用後、稼働後5年間というある程度の一定の幅での、施設ですから交換部品とかそういったものが今後は必ずふえてきます。そういった形のものが、今回と比例するわけじゃないですけど、それは突発的にある程度考えておかなければならない問題かなというのは現状としてはみんなの総意として思っているところです。ですから、極力抑えるという意識のもとで全ての事業の運営をやっているというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

現在、衛生費ですが、ほかに。

はい、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君）　済みません。決算書113ページお願いします。

一番上の県南東部圏域二次救急体制整備事業負担金ということで、223万6,000円あるわけがありますけども、この負担金のもとになる事業、二次救急体制整備事業の進捗と、こういった事業内容になっているのか御説明いただいてよろしいでしょうか。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　はい、委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　こういった事業かということですが、県南東部圏域、県南東部、岡山市、備前市、瀬戸内市、玉野市、赤磐市それから和気町など、そういった圏域の中で二次救急医療体制の指定の病院さんが24時間365日当番で活動してくださってる事業です。県南東部圏域における病院群輪番等実施要領に基づいて実施しているものでございます。

以上です。

○委員（佐々木雄司君）　はい。

○委員長（原田素代君）　はい、佐々木委員、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君）　進捗といいますか、これが、じゃ、今整備というより維持というふうに捉えておいたほうがいいですか。維持するための事業を赤磐市としてかかわるので、負担金を出してかかわっていると、こういう内容のものであるというふうに理解してよろしいですか。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　はい。

○委員長（原田素代君）　はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君）　維持といいますか、365日、夜間、休日もどなたかの病院のほうで輪番制で必ず対応してくださるような仕組みをつくって実施しているということでございます。対応人数ですが、赤磐市民の方、一応1,061人程度、昨年度は対応していただきました。

○委員長（原田素代君）　ほかに。

保田委員、どうぞ。

○委員（保田　守君）　113ページの13節の委託料、砂川支流水質検査委託料というのがここへあるんですけども、水を守るというのは植物全般にわたることで大事なことだと思うんですけども、これはどういう方法でやられとんかなと、その辺をお聞きしたいんですけど。

○委員長（原田素代君）　御答弁をお願いします。

○環境課長（黒田靖之君）　はい、委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） それでは、砂川支流水質検査委託料関係を御説明させていただきます。

この砂川関係につきましては、砂川を中心とした支流河川を含めまして全路線として12ポイントの測定をしております。本流につきましては4カ所、それから支流につきましては3カ所、それぞれその箇所、年2回なり4回なりというような形で定点的な水質の変化状況、変移を見ております。また、県河川の吉井地域の河川であったり、それから熊山地域の河川であったりという大きな河川の部分についても年1回ないし2回という形で、一般的な水質項目でありますpHであったり、それからBOD、COD、それから大腸菌群数があるかと、そういったものを含めて全部で8項目について毎回実施しておりまして、その結果で河川水の汚れぐあい、指標としてうちのほうが管理をしているところでございます。

内容としては以上でございますが、よろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 大変大事なことだと思います。これは情報公開の関係で地区の皆さんにそれぞれ支流であれ本流であれ、わかるような形でオープンにしてもらえとんでしょうか。

○委員長（原田素代君） 答弁求めます。

○環境課長（黒田靖之君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 黒田課長。

○環境課長（黒田靖之君） 公表につきましては、特別これだけをとという形ではさせていただいておりません。ただ、現状子供たちが水辺での観測をするとかそういったところ、それから農業関連関係で水質がどうなっているかとかというようなお問い合わせもございます。そういった場合には、市のほうで結果の内容につきまして御報告させていただいて、事業目的に合った参考として活用していただいているというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） あかいわを食べるとか、今いろんなことをやってます。食は私たちの命を守るということなんで、一生懸命こういうことを進めてほしいと思います。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

衛生費、これであとはもういいでしょうか。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長、何でしょう。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 済みません。先ほどの予防接種事故の補助金の訂正をしたんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい。どうぞ。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 国が2分の1、県が4分の1、市が2分の1の補助率ですというお話。

○委員長（原田素代君） いや、4分の1、4分の1とおっしゃったじゃないですか。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） え、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうに言ったんですが……。

○委員長（原田素代君） おっしゃいました。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 受け取りの方法としては、それは仕組みとしてはそういうふうになっているんですが、歳入のほうの受け取りとしましては、県の補助金として市が4分の3受け取る仕組みになっております。

○委員長（原田素代君） ああ、国。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） そちらを細かく説明していなかったもので、失礼しました。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、時間的にどうしようかなと思いつつ、とりあえずこれで衛生費は終わります。

これから特別会計に幾つか入りますが、とりあえず執行部のほうから特別会計についての補足説明を幾つか聞いて休憩に入りたいと。

説明だけ聞いて休憩に入れればと思います。お願いします。

じゃあ、今担当の方の入れかえをしていただいております。今、担当の方が来るんだって。お世話になります。

それでは、続きまして185ページ、認第2号平成27年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部のほうからの補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（新本和代君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、新本部長。

○市民生活部長（新本和代君） 補足説明のほうはございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

皆さんにここでお諮りしたいのですが、この後、今、国保でしたけど、引き続いて後期高齢者それから介護保険それから訪問看護ステーション事業までが特別会計で続きますが、とりあえずここでまとめて執行部側の提案説明だけを聞いて、午後、審議に入りたいと思うんですけど、そういう方法をとってもいいでしょうか。本来でしたら説明、質疑、説明、質疑なんですけど、一応特別会計ですので一括して説明を受けて。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　じゃ、そのようにさせていただきます。

じゃあ、質疑は後ほどで、引き続きまして、259ページ、認第3号平成27年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

執行部からの歳入歳出についての補足説明がありましたらお願いします。

○市民生活部長（新本和代君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　新本部長。

○市民生活部長（新本和代君）　後期につきましても、補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

引き続きまして、275ページ、認第4号平成27年度赤磐市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

執行部からの歳入歳出についての補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（石原　亨君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原　亨君）　こちらにつきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

続きまして、317ページ、認第5号平成27年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

執行部からの歳入歳出についての補足説明がありましたらお願いします。

○保健福祉部長（石原　亨君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原　亨君）　この会計につきましても、補足はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君）　じゃあ、今、以上で特別会計、厚生関係がありました。時間がたがいま5分前ですが、もし御協力いただけましたらまた40分始まりで、今から40分まで休憩として12時40分から再開ということでよろしいでしょうか。

〔「50分にしませんか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　ああ、50分という声がありました。そしたら、50分始まりでやらせていただきたいと思います。

それでは、休憩に入ります。

午前11時54分　休憩

午後0時50分　再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続きまして、まず185ページ、認第2号平成27年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

委員の皆さんのほうからの御質疑をお願いします。

ありましたら。

○委員（治徳義明君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員、どうぞ。

○委員（治徳義明君） 後発医薬品差額通知サービスを行われてると思いますけども、その効果等をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 担当の方、お願いします。

○市民課長（作本直美君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 少々お待ちください。

後発医薬品についての差額通知についてお答えいたします。

後発医薬品ジェネリックの関係の通知につきましては、毎月該当の方に送らせていただいております。年間では4,426件送らせていただきました。

○委員（治徳義明君） 4000……。

○市民課長（作本直美君） はい、4,426件です。効果につきましては、毎月のどのような効果額があらわれたかというのを国保連合会のほうから届いておりますが、大体今でいきましたら、一月当たり280万円とか300万円近く一月あたりに効果額ということであらわれている数値を見ております。

以上でございます。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 通知に当たりまして、やっぱりジェネリックになじまないケース等もあると思うんで、今、現状はどういったところが対象になってるんでしょうか。

○市民課長（作本直美君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 後発医薬品の選定基準につきましては、いろいろ削減効果が見込まれる方、それから後発医薬品が100%未満の方とかいろいろとしております。それで、そのあたりで、例えば精神の関係ですとかそういう疾患の方のものについては除くような形で基準を定めております。また、1回送られた方には4カ月は送付しないとかというようなこととしております。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） この差額通知サービスもデータヘルスの一環なんだろうと思うんですけども、資料によりますと、データヘルス計画を策定をしたというような資料もありますけれども、こういった取り組みをなされてるんでしょうか。

○市民課長（作本直美君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） データヘルス計画につきましては、昨年度、27年度から29年度分、3カ年度分を作成いたしました。その中においてやはり赤磐市の課題としては、特定健診の未受診者が多いと、要は特定健診の受診率が非常に低いというところが一番の問題で挙がっておりまして、そのあたりの対応をということで27年度保健事業の中で特定健診未受診者対策というものを上げさせていただきました。こちらのほうが受診率向上業務として経費的には230万円ほどかけてなんですけど、12月末までは集団健診も個別健診も行われておりますので、そのあたり未受診者の方、早目に拾い出してそういう方に通知を送らせていただくというまず未受診者対策。それから、いろいろ生活習慣病等で重症化予防という形で今いろいろと言われております。そのあたりもデータヘルス計画でいろいろと対象者を選定することもできましたので、そういう方に対する通知。あとそれから、頻回多受診ということで同じ病気でも何カ所の病院にも行かれているとか、何回も同じお薬をもらわれているというような方もある程度リストアップできましたので、そういう方に対して27年度は通知を送ったり、あとお電話での電話勧奨させていただきました。それによってその未受診者対策につきましては、電話効果が非常に高く、昨年度は4%ほど特定健診の受診率も上がりまして、何とか最下位脱出というところを図れたのではないかと考えております。ある程度の効果は認められていると考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 今、御答弁のとおり、レセプトの電子化である程度把握ができた状況の中で取り組んでいかれてるんだろうと思うんですけど、先ほど受診率の低さが大きな問題だと、こういうふうな御指摘でございましたけれども、先ほどもお聞きしたんですけども、コール・リコール、きちっとそういったことをこつこつやっていくことが受診率アップにつながっていくのではないかとというふうな全国的な評価はあるんだろうと思いますけれども、赤磐市はどういうふうにお考えでしょうか。

○委員長（原田素代君） はい、作本課長。

○市民課長（作本直美君） 委員おっしゃるとおり、未受診者に対してはこちらから呼びかけを行い、それから来られない方には電話とかいろいろな形でなぜ来られないかというそこらあたりを分析をきちんとすることによって今後の課題も見えてくるということで、本年度はそのあたりを加味して次の事業に進んでいこうとは今考えておるところになります。そういうとこ

ろのフォロー、それからあとは特定健診を受けられたけれども、次の保健事業につながっていない、保健指導を受けられずそのままにされているとかというところのフォローアップも含めて考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます。よろしいです。

○委員長（原田素代君） ほかにありませんか。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 1点ありまして、熊山の診療所のほうもオーケーですか。

○委員長（原田素代君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） いいですね。

熊山診療所の会計のほうで231ページ、使用料及び手数料の中で文書料というものの歳入なんですが、74万4,420円入ってます。この文書の中には診断書とかも入ってると思うんですが、ほかの医院に病院に対しての紹介状のお金もこの中に含まれてるんでしょうか。紹介状というのは含まれないんですか。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、谷名課長。

○健康増進課長（谷名菜穂子君） 済みません。ここでは紹介状がどうかという詳細までははっきり把握してないんですが、この文書料は先ほど言われた診断書の関係を依頼されたものとか、それから認定審査会とかそういったところに出席するための意見書を書いてくれとか、そういったものが多く含まれております。紹介状についてはここでは回答できないので、また後日でよろしいでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 後日でいいので、また教えてください、というのが、先般消防のほうからいただいた資料の中には転院搬送の件数というものがありました。この転院搬送の中で赤磐市の中核的な病院を担っていただいています医師会病院のほうで半数以上、60件にも及ぶ転院搬送があったわけです。お話をお伺いしましたら、赤磐市のほうから紹介状を熊山診療所のほうから紹介状を持って診療所、医師会病院に行かれてる方もいらっしゃるようで、もしその方が転院搬送の対象みたいになってるのであれば、ここで文書料いただいているにもかかわらず、診ていただけなかったっていうようなことにもつながってくるかなと思えば、お金を払っているのに何ですかというような利用者の不満とかにも何かかわってくるような気がしましたからお尋ねしております。後ほどで結構なんで教えてください。

○委員長（原田素代君） ほかはよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、じゃあ次に行かせていただきます。

続けて、259ページに移ります。

259ページ、認第3号平成27年度赤磐市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

○税務課長（末本勝則君） 済みません、委員長。

○委員長（原田素代君） あ、これで終わるんですね。

○税務課長（末本勝則君） 退席させていただきます。

○委員長（原田素代君） 済みません。ありがとうございました。

○税務課長（末本勝則君） お世話になりました。ありがとうございました。

○委員長（原田素代君） 委員の皆さんからありませんか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、ないようですので次へ行かせていただきます。

275ページ、認第4号平成27年度赤磐市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

皆さんからの御質疑をお願いします。

説明資料ですと、138ページからです。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 決算関係資料の139ページ、地域支援事業なんですけど、この中のいきいき百歳体操、新規事業ということなんですけども、現在どういう評判といいますか、お声が利用者のほうから上がっているのか、そして今後、これを団体数をふやしていかれるんだと思うんですが、どういったぐあいにふやしていかれる計画なのか、わかりましたら教えてください。

○介護保険課長（藤原康子君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、藤原課長。

○介護保険課長（藤原康子君） いきいき百歳体操につきましては、平成27年度から事業を開始いたしました。介護予防の取り組みということでまずいきいき百歳体操、うちのスタッフだけではできませんのでボランティア育成で運動ボランティアの育成を行いまして、その方々の協力を得て平成27年度につきましては11団体でございますが、平成28年8月現在で25団体ということでふえております。今後につきましては、本当に近い将来ではないかもしれませんが、1地区ごとには1つずつ、やはりこれは車に乗ってではなくって押し車を押してでも行けるというところがいいと思っておりますので、そういう思いを持って今後取り組みを広げていきたいと思っております。ただ、その御要望がありますにもかかわらず、これもただ体操す

ればいいのではなく、効果を判定させていただいておりますので、うちのボランティアもしくはスタッフが行かせていただいておりますので、そのやり方に関しましても、御教授ではないんですけど、一緒にやるということを最初に4回はさせていただくということをしております。そうになりましたら、人のスタッフがありますので少々手を挙げられた方に待っていただいているという状況があるということです。

以上です。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかの皆さんのほうでありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃ、ないようですので、続いて317ページ、認第5号平成27年度赤磐市訪問看護ステーション事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査を行います。

御質疑をお願いします。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 平成26年度に比べると、利用者数がふえていると思われるのですが、先般議会のほうでその取り組みが弱いのではないのかというような御指摘があったように思います。それを受けて、いろいろな努力をして改善した結果だというふうに捉えていいんですか、この数字は。

○保健福祉部参与（岩本武明君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岩本参与。

○保健福祉部参与（岩本武明君） 訪問看護ステーション事業につきましては、144ページの資料にございますように、昨年に比べて大幅な増加となって非常に利用者の方がふえてまいつているのが現状でございます。その中にも訪問看護対象のケアマネジャーの方とかのところの訪問の効果もあったと思います。

以上です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） ほかの委員の皆さんのほうはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、ないようでしたら、これで厚生関係を終わります。慎重審議ありがとうございました。

ここで執行部を産業建設関係と交代したいと思いますので、1時15分まで休憩させていただいて、1時15分から産建関係となりますので、よろしくお願いします。

厚生 of 皆さんお世話になりました。

午後 1 時 7 分 休憩

午後 1 時 15 分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続きましてこれより産業建設関係に移ります。

まず、認第 1 号平成27年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

まず、執行部から歳入について、収入未済を含みますが、補足説明がありましたらお願いいたします。

順番は産業振興部、建設事業部の順でお願いします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） それでは、産業振興部関係の補足説明をさせていただきます。

まず、歳入の主なものについて御説明いたします。

決算書24ページ、25ページをお開きください。

まず、5 目商工使用料の収入済額314万1,267円、主なものにつきましては英国庭園の使用料それから商工観光施設使用料、これにつきましては産業会館を商工会にお貸ししております使用料でございます。

次に、決算書30ページ、31ページをお開きください。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、収入済額 1 億8,534万7,000円、備考欄の中段にあります地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金7,911万6,000円、これは昨年実施いたしましたプレミアム商品券に係るものでございます。

次に、決算書の32ページ、33ページをお開きください。

4 目農林水産業費国庫補助金、収入済額284万6,620円は学校給食地場食材利用拡大事業に伴う補助金でございます。

次に、決算書36ページ、2 項県補助金、1 目総務費県補助金で、次の39ページをごらんください。

備考欄右上の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,480万円は、先ほど説明申し上げましたプレミアム商品券に係る県補助金となります。

次に、決算書40ページをお開きください。

4 目農林水産業費県補助金、1 節農業費補助金でございます。収入済額 2 億2,882万5,586円のうち、産業振興部関係の主なものについて御説明をいたします。

まず、農業委員会の交付金として331万1,000円、これは農業委員会の運営に関するものでございます。次に、需給調整推進対策補助金、これは従来、生産調整の推進補助金として来ておりますもので、931万1,000円、それから農地保全管理のための補助金として、中山間地域等直

接支払交付金6,235万399円。続きまして、地域農業振興補助金751万3,000円に関しましては、主に果樹の生産振興に伴う補助金でございます。それから次に、農作物鳥獣害防止対策事業補助金89万円、これは電気柵など農作物の被害防止柵の設置に対する補助金でございます。次に、新規就農総合支援事業補助金1,200万円、これは新規就農者に対して交付される補助金で、10名分に対する補助金でございます。次に、多面的機能支払交付金279万4,800円は、農地や農業施設の維持管理活動や長寿命化を図る活動に対する交付金です。次に、魅力ある水田農業確立総合対策事業補助金153万3,000円は、水稻規模拡大に伴う機械購入補助金であります。

次に、2節林業費補助金でございます。収入済額3,122万8,283円のうち、産業振興部の主なものにつきましては、松くい虫対策の補助金でございまして、43ページ、松くい虫特別防除事業補助金1,322万7,270円を初め、伐倒駆除、薬剤処理等5つの事業に対します補助金で、合計しますと1,781万2,183円となっております。続きまして、野生獣の一斉許可捕獲の促進助成金でございますが、210万1,300円、これと鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業推進交付金247万800円、狩猟による捕獲促進事業費補助金204万4,000円、この3つの事業につきましては、イノシシ、鹿、鳥獣等の捕獲に対する補助金でございます。

続きまして、46ページをごらんください。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、収入済額1,312万251円のうち、産業振興部の主なものにつきましては、太陽光発電所用地貸付収入835万3,188円、これは太陽光発電を市有地で行っております桜が丘東1丁目と合田の用地を貸した賃料でございます。

続きまして、48ページをごらんください。

2項財産売払収入、不動産売払収入でございます。収入済額1,478万8,314円、これはあかいわ山陽流通センターに設置されました岡山ダイハツ株式会社の用地に関するもので、市から企業に売り払った用地代が計上されております。

続きまして、17款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、収入済額3,322万4,920円のうち、199万4,920円、これは桜が丘東1丁目の太陽光発電施設からの寄附金でございます。売電収入の2%ということで協定をいたしております。

続きまして、18款繰入金、1項基金繰入金、3目その他特定目的基金繰入金874万8,000円のうち、産業振興部の主なものとしましては、地域食材供給施設基金繰入金95万9,952円、これは赤坂天然ライスの修繕費用に充当するためのものでございます。

52ページをごらんください。

5項雑入、4目雑入、1節雑入、収入済額5億2,444万3,186円のうち、産業振興部の主なものにつきましては、ページをめくっていただきまして、55ページの中段やや上にあります農作物獣害防止施設設置補助金50万円、これは獣害防止のための防止柵に対する補助金が東備農業共済事務組合のほうから助成金が出ております。その助成金でございます。備考欄中段にありますその他農林水産業費315万7,196円、これは戸別所得補償の関係で、電算入力事務の経費補

助が入っております。

続きまして、57ページ、備考欄最後のほうにあります商品券販売収入3億7,500万円は、プレミアム商品券に係るものでございます。

続きまして、21款市債、1項市債、8目過疎対策事業債。ページをめくっていただきまして、59ページ、右上の備考欄にあります松くい虫等防除事業の補助裏で1,150万円、それから商工振興対策事業として290万円、これは商工会への補助金のうち、吉井地域関係の事業部について過疎債を充当いたしております。

歳入につきましては、以上でございます。

○委員長（原田素代君）　じゃ、引き続きまして。

○建設事業部長（水原昌彦君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君）　それでは、建設事業部関係の追加説明をさせていただきます。

決算書の20、21ページのほうをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項分担金、2目農林水産業費分担金、1節農業費分担金、調定額2,869万8,275円、収入済額2,567万2,505円で、収入未済額が302万5,770円となっております。このうち小規模土地改良事業の2万5,920円は、平成27年6月4日に収納済みとなっております。ほ場整備事業償還金は、年金支給月に分納納付等してもらっています。国営吉井川土地改良事業分担金、田原用水事業分担金は、電話、臨戸訪問等を行い、納付を促しています。

22ページ、23ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項分担金、4目災害復旧費分担金、調定額235万6,651円、収入済額173万376円で、収入未済額が62万6,275円となっています。この収入未済額につきましては、関係者に面談等により納付を促しています。

24ページ、25ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項使用料、6目土木使用料、調定額1億2,620万8,612円、収入済額5,667万3,180円、収入未済額6,953万5,432円です。4節の住宅使用料、調定額9,644万4,411円、収入済額2,690万8,979円、収入未済額6,953万5,432円です。滞納整理に関しましては、赤磐市営住宅使用料滞納整理事務処理要綱により滞納整理を現在粛々と進めております。また、御理解の得られない方につきましては、法的手続により滞納解消に努めてまいります。あわせまして、昨年度1月より徴収員1名を雇用し、戸別訪問等により滞納回収を行っております。

32ページ、33ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金、1節環境衛生費補助金、循環型社会形成推進交付金は、29基分の浄化槽設置補助金298万5,000円でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、2節土木費補助金、調定額3,170万5,000円、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金2,900万円は、桜が丘中央緑道改修工事の補助金、住宅建築耐震改修等事業による補助金270万5,000円になっております。3節道路橋梁費補助金、地域再生基盤強化交付金3,060万7,000円は、市道北釜底線改良工事の交付金です。防災・安全交付金794万5,000円は、防災安全長寿命化事業橋梁点検の交付金です。

34ページ、35ページをお願いいたします。

3項委託金、3目土木費委託金、1節河川費委託金、河川費委託金53万1,780円は、一級河川吉井川の国管理樋門保守点検委託金、6基分の委託金でございます。

38、39ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、2節環境衛生費補助金377万3,000円は、29基分の浄化槽設置推進費補助金です。

42ページ、43ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金、林業整備事業補助金634万1,000円は、うち500万円につきましては、林道高星線改良工事の補助金です。134万1,000円は、福田地区林地災害防止工事の補助金となっております。

6目土木費県補助金、1節土木管理費補助金、調定額532万6,000円は、建築物耐震等事業費補助金32万6,000円、おかやまスマートタウン構想パイロット地域推進事業補助金500万円となっております。

46、47ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項委託金、3目土木費委託金、2節河川費委託金125万3,800円は、岡山県が管理する一級河川の樋門管理委託金、18基分の委託金です。

48、49ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項基金繰入金、3目その他特定目的基金繰入金、1節その他特定目的基金繰入金、スマートコミュニティ基金への繰入金が、107万7,000円となっております。

56、57ページをお願いいたします。

20款諸収入、5項雑入、4目雑入、1節雑入5億2,444万3,186円のうち、旧コンポスト事務組合交付税配分金1,097万2,365円を歳入しております。

21款市債、1項市債、3目衛生債、1節上水道債950万円は、岡山県広域水道企業団出資債です。

58、59ページをお願いいたします。

13目合併特例事業債、1節合併特例事業債8,570万円のうち、美作岡山道路負担金として1,110万円を歳入しております。

以上です。

○委員長（原田素代君） 以上で執行部の説明が終わりました。

歳入については、収入未済を含む質疑は、歳出のときにあわせて受けたいと思います。

続きまして、歳出に入ります。補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、有馬部長、お願いします。

○産業振興部長（有馬唯常君） それでは、産業振興部関係の歳出について御説明をいたします。

決算書の118ページをごらんください。

○委員長（原田素代君） 済みません。訂正させてください、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） はい。

○委員長（原田素代君） 歳出の説明についてですが、款ごとをお願いします。まず、衛生費、浄化槽と上水道に限って衛生費がここで入りますので、まず衛生費の説明、それから農林水産業費、そして商工費、土木費、災害復旧費のこの順番で執行部の御説明をお願いします。よろしくお願いします。どちらから。

○建設事業部長（水原昌彦君） はい。

○委員長（原田素代君） じゃ、はい、水原部長、済みません。

○建設事業部長（水原昌彦君） それでは、建設事業の関係、歳出ですが、112、113ページのほうをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、28節繰出金、簡易水道特別会計繰出金として7,821万2,682円を繰り出ししております。

114、115ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、浄化槽整備事業補助金は、小型合併浄化槽の設置者に対する補助金を交付するもので、本年度は35基に対し1,425万2,000円を交付いたしております。

118、119ページをお願いいたします。

4款衛生費、3項上水道費、1目上水道施設費、19節負担金、補助及び交付金2,529万282円は、岡山県広域水道企業団への運営負担金、水源地域振興事業負担金及び坂根堰負担金となっております。24節投資及び出資金1,834万円は、岡山県広域水道企業団一般会計への出資金となっております。28節繰出金、水道事業会計繰出金として418万4,447円を繰り出ししております。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） じゃあ、次、続いて。

はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） それでは、産業振興部関係の歳出について御説明をいたしま

す。

決算書の118ページをごらんください。

6 款農林水産業費でございます。この款には産業振興部と建設事業部の予算が合わせて計上されております。予算額12億190万円に対し支出済額10億2,576万6,621円となっております。執行率は85.4%となっております。

産業振興部の主なものに関しましては、まず1 項農業費、1 目農業委員会費でございます。予算額1,465万9,000円に対しまして1,345万6,403円の支出済みとなっております。執行率は84.7%です。内容につきましては、農業委員会の運営費及び農家台帳の管理費となっております。主なものは、1 節の報酬1,024万8,000円、これは農業委員さんの30名の報酬でございます。

続きまして、2 目農業総務費でございます。この目は、職員給料、それから東備農業共済事務組合の負担金が主なものでございます。予算額2 億546万3,000円に対しまして、2 億402万7,042円の執行で、執行率が99.3%となっております。主なものは、2 節給料から121ページ4 節の共済費まで、支所を含めました農林関係の職員24名分の職員の人件費でございます。19節負担金、補助及び交付金につきましては、東備農業共済事務組合への負担金2,999万9,000円、これは組合加入自治体のほうに普通交付税で算入となっておりますので、加入市町村が負担金として共済組合のほうへ支出するものでございます。

次に、3 目農業振興費でございます。この目は農業関係振興施策に関する経費で、生産調整推進事業、特産物の振興事業、農作物鳥獣害防止対策事業、中山間地域等直接支払交付金事業、地域おこし協力隊施設管理費等が含まれております。予算額2 億1,053万4,000円に対しまして支出済額1 億7,259万1,361円、執行率は82%でございます。主なものとしましては、7 節の賃金376万6,780円、生産調整の事務に伴います臨時職員の賃金、それから123ページ、11節需用費の修繕料318万2,267円、これは赤坂天然ライス及び是里ワイン醸造場の施設修繕が主なものでございます。それから、13節委託料におきまして主なものは、アグリほか5 施設の指定管理料として177万9,852円、熊山遺跡管理棟ほか1 カ所の管理委託料として240万円、その他各施設の点検料が入っております。14節の使用料及び賃借料で主なものは、地籍管理システム、中山間地域等直接支払交付金、多面的支払交付金のシステムの借上料でございます。次に、15節工事請負費、こちらは吉井ライスセンターの屋根の修繕工事の費用となっております。それから、19節負担金、補助及び交付金1 億4,632万6,055円、この中の主なものとしましては、農地はつらつ集積事業の補助金として1,229万3,280円、これは利用権設定を行った農地の借り手に対して補助金を出すものでございます。

次に、125ページをごらんください。

中山間地域等直接支払交付金事業8,464万8,143円、これは農地の保全をするために市内で協定を結んでおります44協定に対して交付をしているものでございます。多面的機能支払交付金

324万6,400円、これは農地や農業施設の維持管理や修繕等長寿命化を図る活動に対して交付するものでございます。続きまして、イノシシ等防護柵設置補助金386万9,000円、これは農作物の被害防止のために電気柵等を設置した経費に対する補助金でございます。新規就農総合支援事業補助金につきましては1,200万円、これは人・農地プランに位置づけられました新規就農者に対し交付した青年就農給付金で、対象者は10名でございました。続きまして、鳥獣被害防止対策協議会補助金として92万7,469円、これは農作物の被害を鳥獣害から守るという関係で関係機関と協議をして実施するもので、対策セミナー、それから特定外来生物の捕獲従事者講習会、そのほか、地区環境調査などを行っております。農業生産組織育成補助金576万1,832円に関しましては、農家から出るプラスチック類の適正処理をする業務、それからふるさとの味研究会等、各組織の活動支援のための補助金でございます。需給調整推進対策費補助金964万2,250円につきましては、米の生産調整の事務費として市が県から補助金を受けております。その補助金を受けたものを地域農業再生協議会のほうに補助をして、事業を実施いたしております。果樹生産振興事業補助金717万1,000円は、桃、ブドウ等の生産拡大や品質向上を図るための事業をするための補助金でございます。

次に、4目畜産業費でございます。予算額26万4,000円に對しまして支出済額10万914円、執行率は38.2%でございます。この目で主なものは、負担金、補助及び交付金4万6,050円、これは家畜の削蹄といいまして、爪を削る事業、それから予防接種、そういったものに対します補助金でございます。

5目農地費につきましては、建設事業部の所管となりますので、後ほど御説明をいたします。

続きまして、126ページ、2項林業費に関しましても、産業振興部と建設事業部の予算が合わさったものとなっております。まず、1目林業総務費では、予算額2,733万8,000円に對しまして支出済額2,443万9,534円で、執行率は89.4%となっております。産業振興部の主なものとしましては、13節委託料408万3,056円、これは市が管理いたします保安林の中で支障木、危険木等が発生した場合、伐採等を行う委託料でございます。それから、18節備品購入費74万1,960円は、鳥獣捕獲のオりの購入費用でございます。19節負担金、補助及び交付金のうち主なものは、有害鳥獣捕獲補助金1,707万2,600円、これは有害鳥獣の捕獲に対する補助金でございます。

続きまして、128ページ、2目林業振興費でございます。予算額5,861万8,000円に對しまして支出済額が5,566万9,664円、執行率は95%となっております。この目におきましても、産業振興部と建設事業部の予算が計上されております。産業振興部の事業の主なものは、松くい虫の防除対策、それから石蓮寺森林公園等の管理経費が主なものとなっております。まず、13節委託料3,938万5,424円のうち松くい虫対策事業としまして、合計しますと3,310万4,860円となっております。この事業内容につきましては、薬剤の空中散布、伐倒駆除等の経費でございま

す。施設管理委託料188万1,300円に関しましては石蓮寺の管理棟の経費で、そのほかに草刈り、合併浄化槽の経費も含めまして、全体で265万2,160円となっております。

続きまして、130ページをごらんください。

7款商工費について御説明をいたします。

商工費全体では、予算額7億553万円に対しまして支出済額6億6,938万5,753円、執行率94.9%となっております。

まず、1項商工費、1目商工総務費でございます。予算額6,553万5,000円に対しまして支出済額6,545万6,466円、執行率は99%でございます。この目は、給与ほか職員9人分の人件費でございます。

2目商工振興費の主な事業は、企業誘致関連事業、商工振興の事業、予算額5億5,250万3,000円に対しまして支出済額5億4,391万1,534円で、執行率98.4%となっております。主なものはプレミアム商品券の発行事業に係るもので、7節賃金の105万8,720円、8節の報償費300万円、12節役務費にあります手数料1,225万4,905円のうち1,144万2,263円、13節の委託料、商品券業務委託料7,017万7,090円、19節の負担金、補助及び交付金の商品券交付金の4億4,920万1,000円、これらがプレミアム商品券に係るものでございます。

133ページをごらんください。

企業誘致奨励金に関しましては1,857万円、これは赤磐市内に土地を取得し、工場を建設し操業を始めた2社の企業に対して奨励金を支払ったものでございます。次に、物流施設誘致促進奨励金2,252万円、こちらはあかいわ山陽総合流通センターで1社に対して奨励金を支払ったものでございます。

3目観光費でございます。この目は観光施設の維持管理経費それから観光振興事業などでございます。予算額8,749万2,000円に対しまして支出済額6,001万7,753円、執行率68.6%となっております。執行率が低いところは、オールあかいわ宣伝隊事業、吉井川流域広域観光連携事業を翌年度へ繰り越しを行っているところによるものでございます。

まず、支出済みの主なものについてでございますが、7節賃金、これは熊山英国庭園臨時職員の賃金及び赤坂亭の賃金でございます。それから、報償費に関しましては、赤坂亭の師匠へ、また観光ガイド研修会講師への謝礼でございます。13節委託料は、支出済額1,615万5,999円で、主なものは産業会館、赤坂適塾、城山公園、英国庭園など観光関連施設の管理委託料で、合計しますと595万5,377円。

135ページ、こちらのほうにあります指定管理料、5施設で合計しますと498万4,980円、イベント関連の委託料、こちら合計しますと125万3,282円、観光パンフレット等の作成委託料、合計しますと396万2,400円となっております。19節負担金、補助及び交付金に関しまして、支出済額1,733万1,668円となっております。主なものといましては、赤磐市観光協会への補助金として180万円、赤磐市花火大会、あかいわ祭り、ワインフェスト、城山公園周辺整備事

業など、観光振興事業補助金として1,390万5,446円の支出となっております。

28節の繰出金につきましては、竜天オートキャンプ場の特別会計のほうへ繰り出した100万円でございます。

以上で産業振興部の補足説明とさせていただきます。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長お願いします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 決算書のほう124、125ページのほうへ返っていただきまして、6款農林水産業費、5目の農地費の関係です。

5億5,548万1,703円のうち4億3,928万9,703円が建設事業部分の関係となります。13節委託料7,045万715円は、小規模土地改良事業、小規模ため池補強事業等の測量設計委託料です。繰越明許費409万5,000円は、環境センター周辺整備及びため池4件の測量設計に係ります委託料となっております。

126、127ページのほうをお願いいたします。

15節工事請負費1億4,515万4,200円は、単県小規模土地改良事業、かんがい排水、農道舗装7件、市単独耕地事業、水路改修、農道舗装25件、小規模ため池補強工事2件、区画整理2地区の工事請負費でございます。繰越明許費9,788万円は、農道改良1件、かんがい排水1件、水路改修1件、ため池4件の工事請負費となっております。19節負担金、補助及び交付金は、2億514万9,288円となっております。広域農道整備事業負担金1,694万3,000円は、備前東部地区広域農道整備事業の負担金です。県負担金は、適正化事業負担金で81万1,960円です。これは、津崎頭首工改修負担金となっております。22節補償、補填及び賠償金、補償金847万4,485円は、圃場整備の清算金です。内訳は、839万6,905円が日古木地区換地清算金で、3万4,100円が奥吉原地区換地処分清算金で、4万3,480円が日古木地区換地処分清算金となっております。28節繰出金、下水道事業特別会計へ繰出金として1億1,619万2,000円を支出しております。

128、129ページのほうへお願いいたします。

6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、15節工事請負費1,287万360円は、林道高星線の開設工事費となっております。

134、135ページをお願いいたします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費の主なものにつきましては、人件費、美作岡山道路の負担金、県営事業等の負担金、補助及び交付金となっております。

2項道路橋梁費、2目道路維持費は、市道の維持補修費でございます。

138、139ページをお願いいたします。

3目道路新設改良費、13節委託料3,644万9,538円は、市道改良に伴います測量設計委託料です。繰越明許費550万円は、環境センターアクセス道路、狹隘道路等の測量設計委託料となっ

ております。15節工事請負費 1 億4,266万1,520円は、山ノ間線道路新設工事、北釜底線改良工事等の工事費となっております。繰越明許費450万円は、狹隘道路改良工事の工事費でございます。17節公有財産購入費1,664万4,845円は、山ノ間線、津崎中線、北釜底線等の土地購入費となっております。22節補償、補填及び賠償金2,676万4,240円は、市道北釜底線等改良工事に伴う物件移転補償金です。

3 項河川費、1 目河川総務費、繰越明許費250万円は、松木廃石場調整池改良工事となっております。

140ページ、141ページのほうをお願いいたします。

4 項都市計画費、1 目都市計画総務費、13節委託料、モビリティ導入プラン策定委託料212万2,200円、それから岩田周辺の土地利用計画図作成10万8,000円、経済産業活性化検討27万円等となっております。18節備品購入費265万7,000円は、電気自動車購入費でございます。19節負担金、補助及び交付金、1 億3,269万9,070円は、河本地区組合施工の土地区画整理事業に対する補助金 1 億3,130万2,070円で、4,354万4,000円は境界確定等に不測の日数を要したことから繰越明許となっております。その他住宅等耐震事業補助金130万7,000円となっております。

2 目公園費、13節委託料1,461万9,813円は、都市公園等の剪定作業委託料、草刈作業委託料や桜が丘中央緑道整備工事の工事監理委託が主なものとなっております。14節使用料及び賃借料40万円は、読書公園——東軽部（後刻訂正）でございますが——の土地借上料でございます。15節工事請負費6,257万6,772円は、桜が丘中央緑道等整備工事、桜が丘東 1 丁目児童公園整備工事、同じく第 1 近隣公園トイレ改修工事によるものでございます。

142、143ページをお願いいたします。

5 項下水道費、1 目下水道整備費、28節繰出金 7 億5,090万5,000円は、下水道事業特別会計への繰出金となっております。

6 項住宅費、1 目住宅管理費、11節需用費610万887円のうち、修繕料546万4,364円は、市営住宅の老朽化による修繕の実施によるものでございます。13節委託料473万2,718円は、合併浄化槽、病虫害駆除、剪定、草刈り及び解体に係る工事の設計監理委託となっております。15節工事請負費360万6,242円は、桜口、西軽部住宅の住宅解体の工事費でございます。

180、181ページをお願いいたします。

11款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目農地災害復旧費、15節工事請負費205万920円は、27年災災害復旧工事、国庫補助災害の 3 件分の工事費となっております。

2 目農業用施設災害復旧費、15節工事請負費1,274万220円は、27年災災害復旧工事、国庫補助災害の 3 件、単市災害 7 件の工事でございます。

3 目治山施設災害復旧費、11節需用費122万9,400円は、山陽 2 件、熊山 2 件、吉井 2 件、計 6 件の修繕料でございます。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、11節需用費、修繕料1,385万605円は、山陽4件、赤坂32件、熊山17件、吉井14件、計67件の修繕でございます。15節工事請負費1,518万480円は、27年災害復旧工事、国庫補助災害3件、単市災害2件の工事費でございます。

2目河川災害復旧費、11節需用費358万9,920円は、熊山1件、吉井8件、計9件の修繕料でございます。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

そうしましたら、これで一応終わりですね、説明は。

それでは、歳出は款ごとに質疑を受けたいと思います。

まず、114ページの4款衛生費の2項清掃費、1目清掃総務費、浄化槽関係及び116ページ、3項上水道費についての質疑を受けたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（原田素代君） ないようでしたら、ちょっと最初に私のほうから1つお尋ねいたします。

決算資料119ページの上水道施設の中の24、投資及び出資金として県の広域水道企業団への一般会計出資金として1,834万円ありますが、この出資金というのはどういう性質のもので、これは過去もこれからも出資していくものなんですか。出資金の性質を教えてください。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 岩本課長。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 御説明いたします。

まず、苫田ダムの建設時に伴う企業債の元利償還金に対する出資金でございます。これにつきましては、供給水量割がございまして、赤磐市の場合全体の11.059%で金額を出しております。それとあわせまして、当年度に上水施設、管路の拡張工事分の工事費に係る供給水量割の11.059%の率で計算した金額を出資をいたしております。

以上です。

○委員長（原田素代君） ですから、これは毎年度出資金として永久に続くものということですか。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、岩本課長。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 濟いませ、先ほども言いました苫田ダム建設に伴うものにつきましては、32年度で終わりでございます。建設工事に係るものにつきましては、今後拡張工事があるごとにパーセントを掛けて請求が来るということでございます。

○委員長（原田素代君） 濟いませ、32年度に、だから毎年度の受給に対する費用以外の出資金、企業債に対する金額というのはこの内訳で幾らなんですか。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、岩本課長。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 企業債に係るものにつきましては、882万1,000円。

○委員長（原田素代君） そうなんですか。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 拡張に係るものが、残りの951万9,000円でございます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

委員の方で御質問ありましたらお願いします。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、ないようですので、次へ行きたいと思います。

118ページ、6款農林水産業費についての質疑をお願いいたします。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 私のほうから2点ほどあります。

歳入に関してなんですが、先ほど、ごめんなさい決算書の49ページ、不動産売払収入ということでダイハツさんのほうに赤磐市が売り払った金額だというふうに御説明いただいたんですが、もともとのこのダイハツに売り払った……。

○委員長（原田素代君） 何か済いません、ちょっと待ってください。

商工費になるんですか。

○議会事務局長（奥田吉男君） 農林水産業費の歳入では……。

○委員長（原田素代君） そういう意味。

○委員（佐々木雄司君） そういう意味ですね、じゃあこれまた後ほど。

○委員長（原田素代君） 後で、済いません、ちょっと細かく分けちゃったものですから、ごめんなさい。

○委員（佐々木雄司君） いいですいいです。じゃあ、これはちょっとまた後ほどということ。

○委員長（原田素代君） 次が商工費なので。

○委員（佐々木雄司君） じゃあ農林ですね。

○委員長（原田素代君） ここは118ページ6款農林水産業費に限っておりますので、済いません、御協力お願いします。

○委員（佐々木雄司君） じゃ改めて。

○委員長（原田素代君） いいですか。

はい、佐々木さん。

○委員（佐々木雄司君） 関係資料のほうの58ページ、一般管理費の赤磐市結婚推進協議会、これに関してのことでお尋ねをいたします。

カップリングパーティーを4回ほど企画をしていただいて開催をしていただいたということでございます。それで、7組、6組、2組、3組ということでカップルが成立したということなんですが、不粹なことを聞いて申しわけないんですが、この方々がその後どうなったかということは御承知いただいておりますでしょうか。

○委員長（原田素代君） 御答弁をお願いします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） ただいま御指摘をいただきましたカップリングパーティー、成立いたしましたそれぞれのカップルのその後についてでございます。

こちらのカップリングパーティーにおきましては、結婚推進協議会の委員さんが後フォローという形でそれぞれのカップルに1名ずつついてサポートをずっとしております。年3回ずつあるんですけれども、次の会のときまでにその進捗状況、その委員さんが御報告されるという運びで結婚推進のほうに取り組んでおります。なかなか御結婚までにこぎつけたという御報告は今のところ聞いておりません。

○委員長（原田素代君） そうですか。

○産業振興部長（有馬唯常君） これまでの事例としまして御結婚なされたカップルもあるんですが、27年度のカップルにつきましてはそこまで運んだというお話は聞いておりません。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 結婚推進協議会の委員さんがということであつたんですが、この方々に対する補助金とか委託金とかというものは十分なんですかねというのがちょっと気になったりしまして、こちら辺のお金というのはどこに書かれてますかね。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） この結婚推進協議会につきましては、市のほうから60万円の助成金が出ております。こうした中で御活動いただいておりますところが現状でございます。この歳出削減をしていく中でこうした取り組みは非常に重要であるというところでここ数年削減のほうは行っておりません。事業内容によりまして費用がもう少し欲しいというお考えの御意見をいただいておりますが、事業内容を検討しながら運営ということで、今のところこうした金額で何とかやりくりをいただいております。

決算書のほうにおきましては、121ページをごらんください。中段19節の負担金、補助及び

交付金、こちらの備考欄の一番下のところに上がっております。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ということになったら、この助成金の範囲でカップリングパーティーをしていただいているということなんでしょうか。カップリングパーティーのお金はまた別のことなんでしょうか。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 実際のカップリングパーティーにつきましては、通例ですと大体20名ずつ男女御参加いただくという形で、参加費のほうも徴収しております。こうしたところも含めまして協議会のほうでの御活動をいただいておりますというのが現状でございます。

○委員（佐々木雄司君） 結構です。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

農林水産業費でほかにありませんか。

○副委員長（丸山 明君） いいですか。

○委員長（原田素代君） どうぞ、丸山副委員長。

○副委員長（丸山 明君） 121ページです。

19節の負担金、補助金というところで、東備農業共済事務組合負担金約3,000万円ですね。これはどういったことで、その性格といいますか、毎年度多分負担されてるのかなと思ったんですが、ちょっとお尋ねします。

それと、もう一点教えてください。

123ページの御説明があったんですが、3目の農業振興費、15節の工事請負費が施設維持管理工事費、これの支給基準みたいなものがあつたら、ライスセンターというふうに聞いたものですから、これへの補助が出てるということで内容を教えてください。

以上です。

○委員長（原田素代君） お願いします。

はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） まず、121ページの東備農業共済事務組合負担金でございますけれども、これは水稻共済でありますとか果樹共済、そういった共済事務を赤磐市、和気町、備前市の一部事務組合のほうで運営しております。その運営に当たる負担金ということで毎年負担をしているものでございます。

それから次に、123ページの工事請負費でございます。

これにつきましては、吉井ライスセンターの屋根の補修工事というものでございまして、このライスセンターは市の施設でございますので市が発注をしたというものでございます。補助

金ではございません。

以上です。

○副委員長（丸山 明君） いいですか。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ちょっと農協の、J Aの、わからないんですが、これは共済事務をお願いしてということなんですかね。内容は、共済事務でその水稻とか果樹、盛んでございますが、こういったものの3,000万円の負担というのはこれ……。

○委員長（原田素代君） 内訳を聞いたら。

○副委員長（丸山 明君） どういった内容なのかわかるように教えてください。

それから、もう一点のライスセンターのほうですけども、これ以前もちょっとかかわったことがあるんで、多分手数料を取られてやられてる事業なんで、確かに市の建物ではあるんですけども、ここら辺が建物に関するものそれから設備に関するものというようなことであつたと思うんです。ですから、そこら辺の支給基準といいますか、市が全面的にやるということではなかったような気がしてたんで、そのあたりをちょっと教えてください。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○農林課長（若林 毅君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） まず、東備農業共済事務組合ですが、これは先ほど言いました共済事業を取り組むために赤磐市、和気町、備前市のほうで組合をつくっております。その組合を運営する経費を各市町が負担をするというものでございます。

○委員長（原田素代君） 経費の明細。人件費とか……。

○副委員長（丸山 明君） ちょっといいですか。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） ちょっと誤解してるかもしれないんですが、これJ Aとは関係ないんですか。

○農林課長（若林 毅君） はい、J Aとは全く関係ございません。

○副委員長（丸山 明君） そうじゃなくて共済事業というのをその3つの自治体で共同でやっているとこのものに対する負担金ということですね。

○農林課長（若林 毅君） はい、そのとおりです。

○副委員長（丸山 明君） それから、もう一点のほう教えてください。

○委員長（原田素代君） もう一点、吉井ライスセンターのほうは。

○農林課長（若林 毅君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） 今回の工事費については、建物の修繕ということで屋根の修繕で

ございました。一昨年は、機械の更新ということで、この運営する組織のほうから一部負担金ということでもらって機械を入れかえたことがございます。今回は、本体ということで機械の運営には関係ないということで市のほうの予算で全額修繕工事のほうをしております。

○委員長（原田素代君） はい、丸山委員。

○副委員長（丸山 明君） 確認なんですけども、その建物に関しては市が責任を持ってやると、設備に関しては、それじゃ運営委員会なんかとの話し合いでやっていくというふうに解したらいいんですか。

○委員長（原田素代君） はい、若林課長。

○農林課長（若林 毅君） 機械の利用につきましては、利用料も徴収しておりますのでそのあたりにつきましては運営する組合のほうと相談しながら行いたいというふうに思ってます。

○副委員長（丸山 明君） ということですね。はい、わかりました。

○委員長（原田素代君） いいですか。

ほかに、農林水産業関係はよろしいでしょうか。

1つだけお尋ねしますが、畜産がありますよね。これ、市内にまだあったんですね。ちょっとどのぐらいの規模で何戸やってらっしゃるんですか。あ、高倉山、熊山はやめたやめた。……さんやめたんですよ。まだやってますか。答弁をお願いします。

○委員長（原田素代君） 入矢さん。

○熊山支所長兼市民生活部参与（入矢五和夫君） ……さん、個人名を言うたらいけん。

○委員長（原田素代君） 済いません、後で消します。

○熊山支所長兼市民生活部参与（入矢五和夫君） 熊山に1軒残ってたのは、乳搾りのほうはやめられましたけども、育成で五、六頭はまだ飼っておられると思います。

○委員長（原田素代君） もう育成、和牛の育成で五、六頭……。

○熊山支所長兼市民生活部参与（入矢五和夫君） そうですね、はい。

○委員長（原田素代君） そこだけですか。

○熊山支所長兼市民生活部参与（入矢五和夫君） 熊山地域はそうです。

○委員長（原田素代君） 熊山はね。

はい、じゃあ若林さん。

○農林課長（若林 毅君） 市内の畜産関係の農家でございますけれども、牛に関しましては5戸の農家がございます。

○委員長（原田素代君） 今のも入れて。

○農林課長（若林 毅君） はい、そうです。

山陽が2戸、赤坂が1戸、熊山が2戸。熊山は和気と一緒にされとる牧場がありますので、それを含めて2戸ということで合計5戸。それから、鶏につきましては市内で5戸……。

○委員長（原田素代君） いや、鳥は聞いてません。

○農林課長（若林 毅君） 済いません。

○委員長（原田素代君） 5戸あるんですね。ありがとうございました。

よろしいでしょうか、農林水産関係は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、次に移ります。

ページ数は130ページ、7款商工費についての質疑をお願いいたします。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 決算書のほうの49ページ、不動産売払収入についてですが、先ほどの説明の中で市からダイハツさんへ売り払いしたものの収入だというふうに御説明をいただいたわけですが、ダイハツさんのほうに売り払った土地というのは、もともと市が所有していた土地なんですか。土地の取得の経過について御説明いただいたら助かります。

○委員長（原田素代君） はい、是松課長。

○商工観光課長（是松 誠君） ただいまの御質問にお答えいたします。

土地の取得の経過でございますが、この不動産売払収入につきましては、この案件がダイハツ販売株式会社の区域の案件でございます。ダイハツ販売がここに入る前にもともとその区域の中に市の所有しております道路とか水路とかという公共の用地があります。それを含めてダイハツが造成しました。造成後にその周囲でありますとかに新たに道水路を設置しております。その面積差をこの金額で精算しているものでございます。ですから、新たに何かを土地取得したとかというものではありません。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） つまり、ダイハツが開発したところの中にこういう部分があったのでこういう部分を売り払った収入が1,470万円幾らかというお話なわけですね、それでいいんですか。

○委員長（原田素代君） はい、是松課長。

○商工観光課長（是松 誠君） もともとあったところと新たにダイハツが公共用地に……。

○委員長（原田素代君） 広げたと。

○商工観光課長（是松 誠君） 広げたところの差の部分がこの値段であると。

○委員（佐々木雄司君） 差が云々というのは。

はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 差が云々というのはいいんですけども、もともとだからダイハツさんのあそこの土地の中に、私も土地がどこかわかってるんですけども、あの中に赤磐市の権利のあるものが存在していて、ダイハツさんが開発したからそのところをお渡ししましたよ

と、そしてお金をいただきました、こういう話でいいわけですか。

○商工観光課長（是松 誠君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、是松課長。

○商工観光課長（是松 誠君） はい、よろしいです。

○委員（佐々木雄司君） いいんですね。

はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） それは、いつぐらいから赤磐市の財産となっていたものなんでしょう。どういう種類のものです。

○産業振興部長（有馬唯常君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員さん御承知のとおり、ダイハツの区画につきましては一番奥のところに池があったり堤があったりということで、官地の部分が従前からございました。こうした部分を含めましての造成という形になっておりますので、従前ありましたその池でありますとか堤、こうした官地の部分を区画が固まった後に精算という形になりますので、従前市が持っておりました土地、これを売り払いという形で精算しております。よろしいでしょうか。

○委員（佐々木雄司君） はい、大丈夫です。後は何とか、大丈夫です。

○委員長（原田素代君） わかりました。

ほかの皆さんのほうで。

はい。

○委員（治徳義明君） そしたら、1点お伺いいたします。プレミアム商品券を発行されてますけれども、効果も含めて全体的な評価というんですか、御説明をお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 是松課長。

○商工観光課長（是松 誠君） プレミアム商品券でございます。

こちら、効果ということでございますが……。

○委員長（原田素代君） 説明書は。

○委員（治徳義明君） 全体的な説明も含めて。

○委員長（原田素代君） そうですね。

○商工観光課長（是松 誠君） わかりました。

○委員長（原田素代君） 説明資料にありませんか。ページ数があれば言ってください。

○商工観光課長（是松 誠君） 濟いませ、主要施策の成果説明書のほうをごらんください。72ページをお開きください。

○委員長（原田素代君） お願いします。

○商工観光課長（是松 誠君） 72ページの上段(6)プレミアム商品券発行事業ということで、市内の消費拡大や地域経済の活性化を図ることを目的に国の消費喚起型交付金を活用してこの事業を行いました。財源としましては、そこに書いてございますように国庫補助金等今の交付金等で4億6,891万6,000円、歳出としましては4億7,330万9,881円というような事業規模で実施しております。

○委員長（原田素代君） ですから、統括を。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） プレミアム商品券の総括ということで、御質問いただきました。

このプレミアム商品券におきましては、さきの議会のほうでも御質問いただきましてお答えした部分と重複をするところもございますが、約99.8%の利用をいただいております。またその後、無作為で御利用いただいた方からのアンケート、こうしたものをもってその結果を検証してまいりました。商品券、こうしたものがきっかけになりまして消費したというお話、これが約1億6,000万円、商品券での支払いにあわせ追加で消費した額が約4,000万円、合わせますと約2億円という計算になりまして、一時的な消費喚起、こうしたところでは効果があったのではないかというふうに考えております。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 先ほどの内容に、済いませんちょっとお尋ねし忘れたものがありましたのでもう一点お尋ねをするんですが、ということになりましたら、市の土地をダイハツさんに売り払ったということでありましたら、金額は幾らでしたかね、1,000万円幾らだったと思うんですが、その分が財産に関する調書、この中の土地やあるいは何か財産のものかの部分が目減りすると思うんですが、それはどこになるのでしょうか。削られるよね。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 先ほど御説明申し上げました土地の件でございます。

池の堤とか水面の下の底地という形で官有第3種ということで、市の財産目録の中には上がっていないという形になりますので御理解のほうをよろしくお願いします。

○委員（佐々木雄司君） わかりました、大丈夫です。

○委員長（原田素代君） 商工費はほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、次へ行かせていただきます。

134ページ、8款土木費の質疑をお願いいたします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長、ちょっと一点。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 先ほどの追加説明の中で、ページは141ページとなりますが、使用料及び賃借料40万円の読書公園の関係でございます。東軽部と申しましたが多賀のほうの間違いでございますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。多賀の読書公園の土地借上料ということでございます。東軽部と御説明申し上げましたが名称が違って……。

○委員長（原田素代君） 大苧田じゃなくて多賀なんですか。

○建設事業部長（水原昌彦君） 多賀の読書公園。

○委員長（原田素代君） まだあそこ残ってるんですか。

済いません、正好さん。

○赤坂支所長兼市民生活課長（正好尚昭君） 多賀の土地を借りて公園にしとったわけなんですけど、昨年7月いっぱい借り上げ期間が終わりまして、そこで公園は廃止となっております。

○委員長（原田素代君） 昨年の7月。それまでの分なんですね。わかりました。

訂正が入りましたので御確認ください。

どうしましょう、休憩入れようか。済いません、45分までちょっと休憩をとって、土木費から入りたいと思います。よろしくお願いします。

午後2時26分 休憩

午後2時44分 再開

○委員長（原田素代君） それでは、休憩前に引き続きまして、次は134ページ、8款土木費についての質疑をお願いいたします。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 141ページの負担金、補助及び交付金の耐震事業補助金、これについてお聞きしたいんですけど、説明書のほうを見たら歳出で12件診断をとりとるんですけども、事業費としたら2件ということで、余り診断の件数も少ないし、診断を12件受けても2件しか工事してないという状況じゃったらこれ何か原因があるように思えますかね。

○委員長（原田素代君） 説明を求めます。

○都市計画課長（杉原洋二君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） 主な原因といたしましては、やはり筋交い等の補強が複数箇所ございますことから工事費が結構割高になるというのがちゅうちょされとる原因かと推測されます。

以上です。

○委員長（原田素代君） 保田さん。

○委員（保田 守君） 大体2件されとる金額はどのくらいの総工費でやられてるかわかります、補助がどのくらい率で出とるかという。

○委員長（原田素代君） はい、杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） ちょっと今、宙では覚えてないので、後ほどお時間いただきまして御回答させていただきたいと思います。

○委員（保田 守君） 後で結構ですから教えてください。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員、どうぞ。

○委員（保田 守君） 耐震の工事ということで前々から補助金がついてずっと運動されとんですけども、なかなか成果が上がってないということで、もうちょっとやっぱりここで熊本の地震なんかもあって認識も変わってきとると思うんで、ちょっとアピールを。非常にこの普及率が悪いということじゃからやってほしいと思います。この辺の事業計画なんかどうでしょうか。

○都市計画課長（杉原洋二君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） 御指摘の点を踏まえまして今年度の事業計画のほう、下半期になりますが考えていきたいと思います。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員（保田 守君） よろしいです。

○委員長（原田素代君） ほかに、土木費のところですが御質疑お願いします。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 関係資料なんですけど、74ページ、75ページのところに書かれている文言といいますか言葉なんですけども、市道修繕工事業とか舗装修繕事業、その他の維持管理事業、こういったようなところに地元住民の要望を踏まえてという言葉が頭に書かれてるんですが、こんなの別にあえて書く必要っていうのはあるんですか。いや、気持ちはわかりますよ。そうなんだと思うんですが、この資料にこんなの書くんですかね。書いたほうがいいんですか。

○委員長（原田素代君） どなたでしょうか。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） この資料の書き方なんですけど、基本的には市が主体でやっていく工事と、それから地元から要望をいただいて事業化しているものとまざってるものですからこの地元要望というのを入れさせていただいております。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） いいです。

○委員長（原田素代君） ほかにはないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようでしたら、次へ行きたいと思います。

180ページ、11款災害復旧費についての質疑をお受けいたします。お願いします。

○委員（保田 守君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員。

○委員（保田 守君） 181ページの災害復旧費、国庫補助ということなんですけど、これは全額国庫補助の工事になるんでしょうか。いろいろ災害の都合によったら補助金につかないという工事があると思うんですけども、ほかの災害は別のところへ載せて、これはもう国庫補助の工事だけの金額をここへ上げとんでしょうか。

○委員長（原田素代君） 具体的に。

○委員（保田 守君） 全体的です。

○委員長（原田素代君） 11款災害復旧費のことですね。御説明お願いします。

○建設課長（石井 徹君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、石井課長。

○建設課長（石井 徹君） 先ほどの委員さんの質問にお答えします。

今、工事請負費で上げてあります金額につきましては、国庫補助、市の単独の災害等を踏まえた金額をこちらのほうで計上させてもらってます。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、保田委員、よろしいですか。

○委員（保田 守君） 聞きますけど、これが国庫補助の金額ということですか、ここへ上がったものが、全部ひっくるめた。

○委員長（原田素代君） はい、石井課長。

○建設課長（石井 徹君） そうです。国庫の補助事業の災害復旧と市のほうで単独で行う災害復旧双方を計上させていただいております。

以上です。

○委員長（原田素代君） だから、ここの、両方あるんでしたらそれぞれ、これが国庫でこれが単市だというのは説明はいただけますか。混在してるなら混在してるというその説明をしてください。

○委員（保田 守君） 今すぐわからなくても結構ですから……。

○委員長（原田素代君） 後ほどでもいいそうですが、どうでしょうか。

はい、石井課長。

○建設課長（石井 徹君） 済いません、資料を整えまして後ほど説明をさせていただきます。

○委員長（原田素代君） よろしくをお願いします。

ほかの方で、災害復旧費のところはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、災害復旧費の質疑を終了いたします。

続きまして、これより特別会計に入りますが、委員の皆様にお諮りしますが、午前中のように特別会計は一括しての補足説明を受けた後質疑をさせていただきたいと思いますが、そういう方法でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、じゃあまず最初に、333ページ、認第6号平成27年度赤磐市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出についての補足説明がありましたらお願いします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） こちらの簡易水道特別会計につきましては、本会議のほうで御説明させていただいております。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

続きまして、351ページ、認第7号平成27年度赤磐市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 下水道事業特別会計につきましても、本会議のほうで御説明をさせていただいております。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） ありがとうございます。

続きまして、377ページ、認第8号平成27年度赤磐市宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出決算について補足説明がありましたらお願いします。

○建設事業部長（水原昌彦君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） こちらの宅地等開発事業特別会計につきましても、本会議のほうで御説明をさせていただいておりますので、補足説明ございません。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

続きまして、389ページ、認第9号平成27年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○産業振興部長（有馬唯常君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君）　本会議のほうで御説明申し上げておりますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございます。

続きまして、403ページ、認第10号平成27年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○産業振興部長（有馬唯常君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　有馬部長。

○産業振興部長（有馬唯常君）　こちらにおきましても、本会議のほうで御説明を申し上げますので、補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございます。

続きまして、認第11号平成27年度赤磐市水道事業会計歳入歳出決算の認定について審査を行います。

執行部から歳入歳出について補足説明がありましたらお願いします。

○建設事業部長（水原昌彦君）　委員長。

○委員長（原田素代君）　水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君）　水道事業会計歳入歳出につきましても、本会議のほうで御説明申し上げております。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

それでは、委員の皆さん特別会計の質疑に移ります。

最初に、赤磐市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定の審査をお願いいたします。

よろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　ないようですので、赤磐市簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を終わります。

続きまして、351ページ、認第7号赤磐市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定の質疑に入ります。下水道会計の質疑をお願いします。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 昨年の4月に下水道料金の一部値上がりがあったように思います。そのもととなりますのが新しい下水道整備ですか、改修でしたか、いずれかの何か支出が伴うからというような理由だったと記憶しているんですが、今回昨年4月に値上がりした分というものがもとの水準に戻るのとは大体何年ぐらいになるんでしょうか。

○委員長（原田素代君） 答弁を求めます。

はい、岩本参与。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 佐々木委員の御質問にお答えいたします。

今回の水道料金の値上げによりましてちょっと正式な数字はございませんが約2,000万円ぐらいの黒字といいますか、前年度に比べまして増収になっております。今後、その事業の関係、修繕とかいろいろ更新とかございますので、そのほうに使っていくように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

水準、何年ごろに戻るかというのはちょっと、これから状況を見ながらやっていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員、よろしいですか。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） 順調にいけばとか、今のままの、今回2,000万円黒字になったわけじゃないですか、その2,000万円黒字になったというようなことを踏まえてこのままの調子でいけば値上げした分が、今回要するに新しい事業をして設備をして、それにお金がかかったからということで値上げになったわけじゃないですか、だからそういった私理由というふうに覚えていたんですが、そもそもその理解でいいのかというところの確認と、あともしその理解が正しいのであればいつかはその分の設備に投入したお金の支払いというものが終わるんでしょうから、その終わったものというものが終わればもとの水準に戻すことも可能なわけでしょうから、そういったような観点で順調にいけばみたいな形で、もしわかればですけど教えていただきたいと思うので、わからなかったら後日でもまた調べて、気になりどころですから教えていただきたいなど。

以上です。

○委員長（原田素代君） はい、岩本参与。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 数字のほうを試算いたしましてまた後ほど委員さんのほうにお伝えしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） 下水のことで皆さんのほうでございませんでしょうか。

1つ私のほうからお尋ねしたいと思います。

この資料が平成24年6月に下水道の担当の方からいただいた資料なんですけど、この資料によりますと山陽処理区認可区域計画残事業分、これから事業が残っているところが面積的にいうと山陽分が156.3ヘクタール、42億円という金額が出ておりますが、これがたしか24年6月の

時点では出る数字なんですが、現在の段階で山陽処理区の面積と金額、残りがあとどのくらいあるかということは今おわかりになるのでしょうか。すぐには無理だったら後でいいです。

はい、岩本参与。

○建設事業部参与兼上下水道課長（岩本良彦君） 数字のほうはすぐに出ないので、後ほどさせていただきます。済いません。

○委員長（原田素代君） わかりました。じゃあ後で教えてください。

ほかの方から下水のことで、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、ないようですので、続きまして認第8号平成27年度赤磐市宅地等開発事業特別会計歳入歳出決算の認定の審査をお願いいたします。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済いません、申しわけないですけど、決算関係資料の158ページでお尋ねいたします。

歳出の総務費なんですけれども、旅費と広告料ということで計上されてますけれども、具体的に御説明をお願いいたします。

○都市計画課長（杉原洋二君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、杉原課長。

○都市計画課長（杉原洋二君） まず、旅費につきましてですが、関西圏、中京圏、関東圏で行われました定住促進フェアのほうに職員のほうが出張しております。それに充てました旅費でございます。

それから、広告料につきましては、現在市が保有しております分譲宅地を新聞のほうへ記事の広告のほうを載せております。これの広告料でございます。

以上です。

○委員（治徳義明君） わかりました。

○委員長（原田素代君） ほかに方からありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、じゃあ次に行かせていただきます。

389ページ、認第9号平成27年度赤磐市竜天オートキャンプ場特別会計歳入歳出決算の認定の審査をお願いします。

よろしいでしょうか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） じゃあ、ないようですので、続いて次へ移ります。403ページに移ります。

認第10号平成27年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての審査をお願いします。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、じゃあ続きまして、認第11号平成27年度赤磐市水道事業会計歳入歳出決算の認定の審査をお願いいたします。

よろしいですか。ありませんでしょうか、ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、ないようですので、これで産業関係は終了となります。皆様御審議ありがとうございました。

ここで、執行部の交代をして不納欠損についての審査及び採決に移りたいと思いますので、3時15分まで休憩いたします。3時15分から再開いたします。

午後3時7分 休憩

午後3時13分 再開

○委員長（原田素代君） 申しわけございません、まだ休憩時間中ではございますが、皆さんおそろいのようなので始めさせていただきます。

まず、ここで執行部より先ほど来の質問に対する追加説明をしていただくことになっております。

順番を申し上げます。まず最初に、財務部、次に建設事業部、3番目が消防本部、最後4番目が保健福祉部の順でお願いいたします。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 直原部長。

○財務部長（直原 平君） それでは、私のほうからは昨日御質問のありました決算書182ページ、183ページの12款公債費の元金償還の内容でございます。決算書のほうは、182ページ、183ページ。それと、成果説明資料も182ページのほうをお願いしたいと思います。

成果説明資料の中に、きのうも申し上げたんでございますけれども、そこに地方債の残高がございます。ちょっと字が小さくてまことに申しわけないんですが、ちょうど真ん中どころの元金（C）のところ昨日御質問をいただいたところでございます。これにつきましては、まず大きいところから申し上げますと、7番の一般単独事業債、元金は償還額が昨年8億9,792万6,000円ということでございまして、これは合併特例債もこの一般単独事業債の中に入っております。ですから、全体の46%、ほとんど半分を今の時点では占めており、主なものとしたしましては合併特例債を使用いたしました地域振興基金の造成事業、これは平成18年度から19億円を積み立ててございまして、これの償還が大きいものになっております。そのほかは、新中央図書館の建設事業、ごみ処理施設整備事業、新消防庁舎の整備事業、市道五日市西中線、

消防救急無線デジタル化整備事業等、主に合併特例債が入っております。

次に、多い順から行きますと、25番の臨時財政対策債ということになります。これが、4億8,457万5,000円ということで、これにつきましては説明させていただきましたが交付税に算入されない財源を前倒しで対策債として交付されるものでございまして、償還額の25%を占めております。

それから、9番過疎対策事業債1億809万7,000円ということでございますが、これは吉井地域の事業に充てるものでございまして、全体の5.6%を占めております。主な事業といたしましては、旧町時代に整備いたしました吉井川荘新築移転事業、松くい虫の防除事業、乳幼児医療支給事業等最近ではソフト面の事業が多くなっております。

以上、主なところということでございますので、以上3つを紹介させていただきました。

29番ございますけれども、29番のその他は上水道出資債ということで1億616万2,000円ということとなっております。

以上、簡単ですが説明を終わらせていただきます。

○委員長（原田素代君） 続いてお願いします。

○建設事業部長（水原昌彦君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 先ほどの御審議の中で決算書180ページ、181ページの災害復旧費の中、農林水産業施設災害復旧費の農地災害復旧費、工事請負費、こちらは国庫が2件ということでございます。それから、2目の農業用施設災害復旧費、15節工事請負費の中の国のほうが3件、単市のほうが5件という形状になっております。それから、3目の治山施設災害復旧費につきましては、これはもう工事請負はございません。それから、2項の公共土木施設災害復旧費の中の1目道路橋梁災害復旧費につきましては、こちらの15節工事請負費、国庫のほうが3件、単市のほうが3件というふうな内訳になっております。河川災害復旧費につきましては、工事請負はございません。よろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） じゃあ、続いてお願いします。

○消防本部消防長（黒沢仁志君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、黒沢消防長。

○消防本部消防長（黒沢仁志君） 失礼いたします。昨日決算審査の中で主要成果説明書84ページの小型船舶操縦士免許の取得につきまして、河川の場合免許は要らないのではないかとという御質問をいただきました。それにつきまして答弁をさせていただいておりましたが、明確な答弁ができておりませんでしたので、このことについて改めまして答弁させていただきたいと思っております。

まず、河川でボートを使用する場合でございますが、河川であっても免許はボートの大きさ、それからエンジンの馬力によって必要となります。消防本部が保有しているボートにつき

ましては、この免許の必要なボートということで長さが3メートル83センチ、エンジン馬力も25馬力ありますので、必要なボートということになりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

それから、昨日の答弁の中で、緊急時には免許は不要であるというようなことを言っておりましたが、大変申しわけありません、そういった特例はございませんので訂正をさせていただきます。大変失礼いたしました。

以上でございます。

○委員長（原田素代君） 続いて。

○保健福祉部参与（岩本武明君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） 岩本参与。

○保健福祉部参与（岩本武明君） 先ほどの保健福祉部決算審査で答弁が保留となっていました熊山診療所の文書料についてお答えいたします。

決算書のほうは231ページでございます。

ここの文書料には、主治医の意見書料、診断書料などが歳入されておまして、他の医療機関への紹介状作成に係る文書料は含まれておりません。

以上です。

○委員長（原田素代君） 委員の皆さん、一応もう一度の答弁がありましたが、ここではもう質疑ができないんですね。一応、流れとしては答弁を聞いたということで終わるんですが、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 後でまた、それぞれで確認が必要であればおやりになってください。

それでは、続きまして不納欠損についての審査をさせていただきます。

執行部から補足説明がありましたらお願いいたします。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○財務部長（直原 平君） それでは、不納欠損につきまして補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、昨日お配りしました収入未済額・不納欠損額の一覧表、A3の3枚ものになりますけれども、こちらのほうをごらんになっていただければと思います。

各委員会ごとの説明の中で不納欠損の説明もあったとは思いますが、右側の27、26、増減というところをごらんになっていただきまして特に27年度のものについて説明をさせていただきたいと思います。

まず、市民税でございますが、時効完成というものがございまして、このもので個人が

278期分、法人が4期分、執行停止が44期分、合わせて326期分の1,102万8,062円、昨年度比655万9,203円の増となっております。固定資産税は、691期分、919万5,488円、165万1,848円の増となっております。軽自動車税は、245期分、102万2,100円、11万7,100円の減となっております。水利地益税は、不納欠損は行っておりません。市税全体では、2,124万5,650円、昨年度に比べまして809万3,951円の増となっております。不納欠損の理由といたしまして、先ほどから申し上げておりますけど、そのほとんどが停止処分のうち3年を経過いたしました執行停止によるものと5年の時効により納税義務が消滅した時効完成によるものでございます。

次に、2枚目をお願いいたします。

国民健康保険税、事業勘定でございますけれども、一般・退職合わせまして944期分の保険税2,079万6,280円、前年度比は354万3,118円の減となっております。諸収入は、一般被保険者の返納金11件、7万7,773円でございます。国民健康保険税につきましても、不納欠損の理由といたしましては時効完成と執行停止によるものでございます。時効は、国保の場合も市税と同じく地方税法によりまして5年ということになっております。

続きまして、後期高齢者医療特別会計でございます。

22期分の保険料28万6,300円、前年度対比は3万9,400円の増となっております。不納欠損の理由といたしましては、全て時効完成によるものでございまして、時効につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律により2年ということになっております。

介護保険特別会計、保険事業勘定では、989期分の保険料539万2,170円、対前年度比61万9,170円の増となっております。不納欠損の理由といたしましては、全て時効完成によるものでございまして、時効は介護保険法により、これも2年ということになっております。

続きまして、3枚目をお願いいたします。

3枚目は、下水道事業特別会計の公共下水道事業の使用料でございまして、不納欠損はありませんで、対前年度比5,121円の減となっております。

企業会計の水道事業会計につきましても、不納欠損はなく、対前年度比19万8,556円の減となっております。

全会計の合計は、右側の一番下です、4,779万8,173円、前年度に比べ508万3,499円の増となっております。対前年度比では111.9%、国保税については減少しましたが、市民税の執行停止分、また固定資産税の時効完成成分がふえたことから、不納欠損額の増加を招いたということの結果となっております。

簡単ですが、以上で全体の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（原田素代君） ありがとうございました。

それでは、不納欠損についての質疑をお願いします。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） これ不納欠損ではなくて、決算会計のほうに入らなでしたら、ちょっと御指摘いただきたいと思うんですが。この後期高齢者とか介護保険とか今も未済の方がいらっしゃる、あと時効完成もあるということなんですけども、この時効完成される方、あるいは今現在収入未済になっていらっしゃるような方は、今現在これは介護なり後期高齢者の医療など保険を受けていらっしゃる方なんですか、受けていらっしゃるけども支払ってらっしゃらない、どっちなん、わかります。それ、ここのところで聞いていいのかどうかちょっとあれなんです、もしお答えいただけるなでしたら。

○委員長（原田素代君） 聞いていいと思います。御答弁をお願いします。

新本部長。

○市民生活部長（新本和代君） 後期高齢者医療特別会計の不納欠損についてお答えいたします。

この方につきましては、結局、滞納しておられる方に電話連絡やそれから未納額の早期納付依頼をしておりますので、後期高齢の受給者であった方がもう亡くなられたとか、それから亡くなられた方がもうあと一人で、相続人がいないとか、転出されて転出先が不明とかそういう方々で、もう2年間でございますので、そういう方々が時効になったということでございますので御理解のほどよろしく願いいたします。

○委員長（原田素代君） はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） つまり……。ごめんなさい。

○保健福祉部長（石原 亨君） いいですか。

○委員長（原田素代君） 石原部長、はい。

○保健福祉部長（石原 亨君） 介護保険でございますが、138名の方の保険料を不納欠損させていただいております。この138名の方は、現在介護保険は使っておられません。

以上です。

○委員長（原田素代君） 佐々木委員、どうですか、よろしいですか。

○委員（佐々木雄司君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、どうぞ。

○委員（佐々木雄司君） 後期高齢者のほうですけども、今お話を聞いたら、もうしょうがないとかいたし方ないのかなというような、何か気持ちとか、感じになるんですが、何と云えばいいんですか、ただ適切な取り組みが必要だと思いますので、引き続き適切に業務を行っていただけたらと思いますけど、何というて言うたらいいのかちょっとよくわからなくなりましたけど、ごめんなさい、私のほうは以上です。

○市民生活部長（新本和代君） 委員長。

○委員長（原田素代君） 新本部長。

○市民生活部長（新本和代君） 佐々木委員おっしゃられるとおり、やっぱり公平性の観点か

ら、できる限り返納していただくように努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） ほかの方で。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） いろいろ時効完成の理由はあると思うんですけども、例えば先ほどの介護保険からいいますと、138人が時効完成ということなんですね。これ、割ると3万円ぐらい、平均ですよ。中には30万円もその上もされてる方もいらっしゃるし、1万円、2万円という方もいらっしゃるのかもしれませんが、何が言いたいかといいますと、時効を中断させるためにいろいろな請求書発行しますよね、催告書とか。その後で時効完成を阻止しようと思ったら裁判に移らざるを得ないと思うんですよ。裁判に移るには、やはりかなりの費用がかかってくる、時間もかかってくる、そうすると3万円や4万円のもんだったら時効完成を待ってたほうが、経費の面では安上がりじゃないかと、そういう部分もあるんじゃないかなと思うんですけど、そういうのはないんですか。

○委員長（原田素代君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 先ほど岡崎委員さん言われました138名の中でございますが、この内訳で時効が110人おられます。それから、相続放棄が2人、職権で削除した人が2人、転出で行方がわからない人が12人、死亡が12人というようなことで内訳があるんですが、督促出して6カ月の内に裁判等を起こさなければ、それは時効とならないというようなことがございまして、そちらに踏ん切らなければならぬんですが、そこまでのいろいろな調査とかなかなかできてないのが実情でございまして、じっとして待ったほうが得策だというような、そういう考えはないんです。それで待っておるわけではございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（原田素代君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 現実問題としてそういうのがあるとは思いますが。安いと言ったんですけど、金額が少額になれば、やはり裁判をかけるとかかなりの額いますし、幾ら顧問弁護士がいるといったってなかなかそういうわけにはいきませんし。それともう一つなんですが、私の知ってる人で相続放棄をしてるんだけど、いつまでたってもその請求書が来ると、もししたら死亡届も内部で届いてないんじゃないかと、各課で。例えば、介護保険課のほうに死亡届のほうが届いてないんじゃないかと、そういう形でいつまでたっても請求書が回ってくるということを言われる方もいらっしゃるんで、そういうことはないんですか、ずっと内部で死亡届が、例えば、亡くなりますよね、父親母親が。そしたら届けをしますでしょ。中には、相続放棄もされる方がいらっしゃるわけですよ。相続放棄すると、そういうものも当然届けられてしかるべきなんですけど、それは本人が届けないと市のほうでは把握はできないということなんですか、相続放棄の場合なんか。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 死亡された場合は、市民課のほうへ届けがあって、それからその死亡の状況が各関係の部署のほうには回ってきます。その方が死亡されたというのは、わかります。そこで、相続放棄がされて、その手続はちょっと確認をさせていただきたいんですけど、放棄されたという情報は回ってくると考えております。それがないと、こちらで請求書のほうは停止ということにはなりませんので、ちょっとそのあたりの手続はしっかり確認をさせていただきます。

○委員長（原田素代君） じゃあ、岡崎委員、あとでいいですか、御答弁は。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（原田素代君） じゃあちょっと調べていただけますか。

ほかの方から不納欠損に関しての質疑ってありませんか。

1つ私のほうから、じゃあお尋ねします。

すごく原則的な話ですけど、27年度で不納欠損処理された方というのは、当然それ以降のこれ何期という278期とか書いてありますけど、それ以後の分も当然払ってらっしゃらないケースが多いわけですね。ここでチャラになったからといってその人たちが次から払ってくれるかということ、そういうことにはならないのかなと思うんですけど、潜在的な割合っていうんですか、市民としてこの27年度で時効の成立でチャラになってもその人たちには引き続き市民税の支払いが滞っているというふうに考えていいんですか。その現状をちょっと教えていただけますか。

○収納対策課長（土井常男君） はい。

○委員長（原田素代君） 土井課長。

○収納対策課長（土井常男君） 現在、今回の不納欠損しているものは、市外へ転出とか行方不明のもの、死亡して相続人がいないとか破産、倒産によって回収不能のものということで上げさせてもらったりします。この中に少額で分納されとる方とかもおります。そういうものはやっぱり現年が発生する、固定資産税であるとかという発生するものは継続的に、時効になったけども……。

○委員長（原田素代君） 残った分は。

○収納対策課長（土井常男君） 残った分は、まだ追加で発生しております。現況でございます。

○委員長（原田素代君） なるほど。ありがとうございました。

あと、全体を通して皆さんのほうから、よろしいでしょうか。

あと、もう一つじゃあ教えてください。時効が市税は5年だけど介護保険は2年、何か時効の差があるのをもう一度ちょっと教えてください。

○財務部長（直原 平君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、直原部長。

○財務部長（直原 平君） これにつきましては、税の関係は地方税法、それから介護保険料につきましては介護保険法、後期高齢者医療保険につきましては高齢者の医療の確保に関する法律でそれぞれ決まっておりますので、それに基づいて税は5年、介護保険等は2年ということになってございます。

○委員長（原田素代君） 保険は2年ですね。

○財務部長（直原 平君） 保険はそうですね。

○委員長（原田素代君） 介護保険だけでなく国保も。

○財務部長（直原 平君） いや、国保税でしたら5年です。

○委員長（原田素代君） それぞれ説明してください。

○財務部長（直原 平君） さっき言いました、5年と言いました。

○委員長（原田素代君） じゃ、介護保険だけが2年なんですね。

○財務部長（直原 平君） いえ、簡易水道2年、下水道5年、上水道2年ということになっております。ですから、介護保険とか後期高齢だけ2年ということではございません。

○委員長（原田素代君） 法律に基づいて。わかりました。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（原田素代君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済いません、お伺いいたします。

先ほど、質疑の中で裁判にかければ時効が停止にできるでしょみたいな質問があったんですけど、それを何もお答えにならなかったんです。実際に、裁判で時効停止できるわけですか。さっき質問したらノーともイエスとも言われなかったから。

○委員長（原田素代君） どなたが御答弁いただけますか。

直原部長。

○財務部長（直原 平君） 済いません、市民税については裁判所を通さないと、ですから裁判は起こさないというふうになっております。

○委員（治徳義明君） 市民税だけじゃないじゃないですか、そこは。

○委員長（原田素代君） だからそこを。

○委員（治徳義明君） その辺ちょっと。ですから、市民税以外は。

○委員長（原田素代君） 以外をね。

はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 介護保険料につきましては、督促状を出しまして翌日から起算して6カ月以内、この間に差し押さえ等の法的手続、そういうようなことを起こさなければ時効の中断にはならないというようなことになっております。これほかの関係もそうだと思います。

ますが……。

○委員（治徳義明君） 介護保険は。

○保健福祉部長（石原 亨君） 私が申してるのは介護保険の関係で申してますけど、そういうことになっておりますので、それを何もしなければ時効の中断はならないということでございます。

○委員長（原田素代君） その他の、それぞれ場合をちょっと教えていただけますか、担当者。

はい、新本部長。

○市民生活部長（新本和代君） 後期についても先ほど石原部長が申されたとおり同じでございます。

○委員長（原田素代君） 国保は。

はい、直原部長。

○財務部長（直原 平君） 国保は、先ほどの税でございますから市民税等と同じ扱いでございます。

○委員長（原田素代君） その他はもうじゃあいいわけですね。あとどこがある。

○建設事業部長（水原昌彦君） よろしいですか、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、水原部長。

○建設事業部長（水原昌彦君） 債権の徴収の関係で、まず公債権と市債権というのがあります。公債権の中に強制徴収と非強制徴収というのがあります。強制徴収というのは、市税であつたり国民健康保険、介護保険料、保育料等がございます。それから、非強制徴収につきましては、農業集落の排水使用料等がございます。市債権の中に水道料金とか、それから住宅使用料というのがございます。裁判所の手続を経ないとだめなものにつきましては、非強制徴収の農業集落排水使用料であつたり、水道使用料、住宅使用料につきましては裁判所等の手続が要ります。あとにつきましては、法律に基づいて処分できるというような格好になっております。

○委員長（原田素代君） よろしいですか。

はい、佐々木委員。

○委員（佐々木雄司君） ということは、5年の時効の完成ということなんですけども、これ時効の完成を5年、法的にはそうであっても、いやうちはしませんよと言えれば可能なわけですか、そういうわけにいかないですよ。手続。

○委員長（原田素代君） もうちょっと具体的に質問を。

○委員（佐々木雄司君） だから、結局市のほうの執行でこれが判断できるのであれば、その時効の完成が5年ということで決まっても時効完成で放棄しませんよという手続がとれるんですか。

○委員長（原田素代君） 今の質問について。

○委員（佐々木雄司君） 弁護士さんに聞こうか。

○委員長（原田素代君） 法的な解釈の……。

○委員（佐々木雄司君） 別に聞きますから。

○委員長（原田素代君） そうですね。不納欠損の質疑としてはそこまでお願いします。

その他よろしいでしょうか。

好奇心強いからね。わかるわかる。

ないようでしたら、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） なければ、これで質疑を終了いたします。

○保健福祉部長（石原 亨君） 委員長。

○委員長（原田素代君） はい、石原部長。

○保健福祉部長（石原 亨君） 先ほどの岡崎委員さんの御質問、相続放棄の件でございます。

相続放棄につきましては、本人が家庭裁判所のほうへ申し出て、認められれば放棄ができるということで、その受理通知というのが本人さんのほうに、認められれば裁判所のほうから送られます。それを私どもが相続人さんに納税通知書ですね、これを送ったときに、こういうもので放棄しておりますという届け出がこちらのほうにありますれば、そこで送らないと、停止ということになりますが、その届け出のない場合にはずっとそれが届くというようなことになります。

以上です。

○委員長（原田素代君） 申告制ですね、わかりました。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） それでは、ただいまから本委員会に付託されました認第1号平成27年度赤磐市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第11号平成27年度赤磐市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでの11件を採決したいと思います。

採決の方法といたしましては、3つにわけさせていただこうと思うんですが、認第1号から認第11号のうち、まず最初に認第1号赤磐市一般会計歳入歳出決算を単独で採決いたします。その後、認第2号の赤磐市国民健康保険特別会計から認第10号の財産区特別会計までを一括しての採決、そして3番目は認第11号水道事業を単独で採決として、3つに分けようと思うのですが、皆さん御意見はいかがでしょうか。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） そうしましたら、じゃあまず認第1号平成27年度赤磐市一般会計歳

入歳出決算の認定について採決いたします。

これを認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、認第1号は認定すべきものと決しました。

続きまして、認第2号平成27年度赤磐市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてから認第10号平成27年度赤磐市財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件について一括採決いたします。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） 異議なしと認めます。したがいまして、認第2号から認第10号までの9件を一括採決いたします。

それでは、以上9件を認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、認第2号から認第10号までの9件は認定すべきものと決しました。

続きまして、認第11号平成27年度赤磐市水道事業会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

これを認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（原田素代君） 起立全員です。したがいまして、認第11号は認定すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された案件の審査は、これで全て終了しました。

続いて、その他について何かありますか。

執行部、委員の皆さんのほうからありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君） ないようですので、以上をもちまして決算審査特別委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、内田副市長より御挨拶をお願いいたします。

○副市長（内田慶史君） はい、委員長。

○委員長（原田素代君） はい、副市長。

○副市長（内田慶史君） それでは、決算審査特別委員会に付託をされました認第1号から認第11号まで11件につきまして慎重審査をいただき全て原案のとおり承認をいただきましてまことにありがとうございました。

なお、審査の過程でいただきました御意見、御指摘等々につきましては十分尊重いたしまして、今後の行政運営に反映し、より計画的、効率的な執行に努めてまいりたいというふうに思います。今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

以上でございます。2日間にわたり大変ありがとうございました。

○委員長（原田素代君）　ありがとうございました。

皆様方には、本日は長時間にわたり御苦勞さまでございました。

これで閉会といたします。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任していただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（原田素代君）　それでは、そのようにさせていただきます。

大変長い間御苦勞さまでした。これで終わります。

午後3時50分　閉会